

平成28年第4回藍住町議会定例会会議録（第1日）

平成28年12月6日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	西岡 恵子
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	西川 良夫
3 番議員	小川 幸英	11 番議員	平石 賢治
4 番議員	林 茂	12 番議員	永濱 茂樹
5 番議員	安藝 広志	13 番議員	奥村 晴明
6 番議員	鳥海 典昭	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	矢部 幸一	15 番議員	森 彪
8 番議員	徳元 敏行	16 番議員	森 志郎

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三 主査 林 隆子

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
教育長	和田 哲雄
理事（総務課長事務取扱）	矢野 博俊
理事（福祉課長事務取扱）	三木 慶則
教育次長	下竹 啓三
会計管理者	中野 孝敬
企画政策課長	柿内 直子
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	森 伸二
社会教育課長	奥田 浩志
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	石川 洋至
建設課長	近藤 孝公

経済産業課長	森 美津子
下水道課長	賀治 達也
水道課長	森 隆幸
西クリーンステーション所長	高木 律生

5 議事日程

議事日程（第1号）

- | | | |
|----|------------|----------------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議第60号 | 平成28年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第4 | 議第61号 | 平成28年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）
補正予算について |
| 第5 | 議第62号 | 平成28年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正
予算について |
| 第6 | 議第63号 | 藍住町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委
員の定数に関する条例の制定について |
| 第7 | 議第64号 | 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一
部改正について |

平成28年藍住町議会第4回定例会会議録

12月6日

午前10時3分開会

○議長（森志郎君） おはようございます。師走に入り、寒さがひとしお身にしみ
る頃となりました。本日は、平成28年第4回藍住町議会定例会に、御出席をくだ
さいまして、ありがとうございます。

ただいまから、平成28年第4回藍住町議会定例会を開会します。

○議長（森志郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。本日までに3件の陳情と
1件の請願書の提出がありますので、お手元に陳情受付表及び請願文書表をお配り
しております。後ほど、ごらんいただきたいと思います。なお、本請願につきまし
ては議会最終日に審議をいたしたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森志郎君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番議員、
平石賢治君及び12番議員、永濱茂樹君を指名します。

○議長（森志郎君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの14日間にした
いと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月19日までの14日間に決定しました。

○議長（森志郎君） 日程第3、議第60号「平成28年度藍住町一般会計補正予
算について」から、日程第7、議第64号「特別職の職員の報酬及び費用弁償に関
する条例の一部改正について」の5議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） おはようございます。師走に入り、何かと慌ただしくなっていてまいりました。また、次第と寒さも増し、冬の訪れを実感する季節となっていてまいりました。さて、本日、平成28年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、提案理由の説明に先立ち、町政に関して諸般の御報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

まず初めに、10月に発生しました鳥取中部地震についてであります。鳥取県中部の震源地周辺では震度6弱を観測しており、4月の熊本地震に続いての大地震でありました。強い揺れによる住宅などの建物被害が多く出ており、鳥取県内では、発生1か月後時点で、全壊12棟、半壊95棟、一部損壊は1万2,506棟となっております。被災された方々に、お見舞いを申し上げますとともに、本格的な冬の到来を迎える中、一日も早く安心した生活が送られますことを心から願うものであります。

被災地への支援についてですが、徳島県と鳥取県、また、徳島県町村会と鳥取県町村会との災害時相互応援協定等により、本町も徳島県チームの一員として、10月27日から5日間、北栄町へ2名の職員を派遣しました。その後、鳥取県町村会から徳島県町村会へ直接、被害の大きい湯梨浜町と三朝町への職員派遣要請があり、徳島県内の各町村から職員を派遣することとし、本町からは、11月8日から5日間の第1陣として2名の職員を湯梨浜町へ派遣いたしました。いずれの派遣業務も住宅の被害認定調査でありました。この派遣は、先月25日までの湯梨浜町第4陣をもって終了いたしました。今後、できる限りの支援・協力を行ってまいりたいと考えております。こうした、現地での支援等を通しての教訓を今後の本町の災害対策に活かしてまいりたいと思います。

次に、リオ・五輪、金メダリスト松友美佐紀選手についてであります。本町初のオリンピック選手として、バドミントン競技において日本人初となる金メダルを獲得され、全国に藍住町の名を高めるとともに、多くの方々に夢と感動を与えていただきました。この功績をたたえるため、議員の皆様のお賛同をいただき、町民栄誉賞を設けるとともに、去る9月27日に議員各位の御臨席のもと、松友美佐紀選手に町民栄誉賞を、ペアの高橋礼華選手に感謝状をそれぞれ贈呈いたしました。

表彰式典に続き、松友・高橋ペアの凱旋イベントとして、パレードと金メダル報告会を実施したところ、両企画とも町内外から大勢の方々にお越しいただき、盛大に開催することができました。議員各位には、パブリックビューイングの開催から凱旋イベントまで町民の方々と一緒になり、熱い応援をいただき誠にありがとうございました。

また、凱旋パレードでは、沿道の商業施設をはじめ、付近住民の皆様方には大変御迷惑をお掛けいたしました。事故やトラブルもなく、無事に終えることができました。御協力をいただきました板野警察署をはじめ、藍住町体育協会、スポーツ推進委員の方々、四国大学阿波踊り連の皆様や凱旋パレードを盛り上げていただきました関係者の皆様、そして何よりも、御声援をいただいた多くの町民の皆様に、この場をお借りして改めてお礼を申し上げたいと存じます。

次に、10月に総務省から、平成27年国勢調査による総人口の確定値が公表されましたので御報告をしておきます。

藍住町の人口は3万4,626人、世帯数1万3,133世帯で、前回の平成22年調査と比べると、人口は1,288人増で、増加率、増加数とも、徳島県内でトップとなっております。一方で、日本の総人口は、1億2,709万4,745人となり、大正9年に始まった国勢調査で初めて、前回数値を下回りました。右肩上がりが増えてきた日本の人口は、今後、減少の一途と推計されています。

次に、9月議会で御報告いたしました、勝瑞地区や隣接の鳴門市大麻町地区の一部で確認されたアルゼンチンアリのその後の対策について申し上げます。

住民の方々と連携しながら、これまでに7月・9月・11月の3回、一斉駆除を行い、その都度経過を観察してきました。しかしながら、アルゼンチンアリは高い繁殖力のため、一度定着してしまうと駆除をしても完全に根絶することは非常に難しいのが現状であります。

また、9月・10月がアルゼンチンアリの繁殖期ということもあり、これまでの状況では十分な駆除をすることができていないため、今後も住民の方の協力を仰ぎながら、関係機関とともに、完全駆除に向けて取り組んでまいりたいと思います。

次に、空き家等の対策につきましては、平成27年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、本町におきましても現在、町内全域の空き家等の実態を把握するための現地調査を行っているところです。今後は、現地調査に基づいて、空き家等対策計画を策定し、空き家の除却や有効活用などの事業推進を図って

まいりたいと考えております。

続いて、（仮称）藍住町文化ホール公共施設複合化事業の経過について、御報告させていただきます。

設計委託先を、教育施設研究所に変え、修正設計作業を進めているところですが、外観がほぼ固まりましたので、本日、議会終了後、特別委員会を開催して、パース等をごらんいただくことになっております。今後は、3月の工事請負契約に向けて、業務を進めてまいりたいと思います。

次に、12月4日に開催しました、藍の魅力発信事業、「インディゴコレクション2016」について御報告させていただきます。

このイベントは、幼児から大学生までを対象に、藍染め製品を身に着けて披露することで、藍染めを身近なものに捉えてもらうことを目的に、開催したものです。モデルとなったのは、幼稚園児から中学生までの29名と高校生・大学生の22名であり、元モデルによるウォーキングレッスンを受けるとともに、プロによるヘアメイクで、会場をランウェイしました。藍で染めたTシャツやワンピース、また、本格的なドレスの子もいて、若い人たちの発想や感性に驚かされました。

また、会場からは、「かわいい」、「かっこいい」など、歓声が上がっております。当日の様子は写真撮影を行っておりますので、後日、町民ホールでフォトギャラリーを開催し、役場にこられた方にごらんになっていただきたいと思っております。今後も、「藍といえばやっぱり藍住」と言われるよう、こうした藍の魅力を発信する事業を継続して行ってまいりたいと考えております。

次に、子育て支援関係について申し上げます。

まず、保育所の待機児童対策としましては、先月、株式会社ニチイ学館が、住吉字神蔵地区に平成29年4月1日の開園に向けて、「ニチイキッズあいずみ北保育園」新築工事に着手いたしております。「ニチイキッズあいずみ北保育園」は、来年3月に定員40人の保育園として認可予定となっております。これで本町の認可保育所の総定員は584人になる予定です。待機児童の早期解消に向けて、今後も引き続き定員の拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブの利用者の増加と高学年の対象児童の拡大対策については、年次的に進めてきているところですが、この度、第2住吉放課後児童クラブの施設整備工事について、国庫補助事業として内定をいただきましたので、早急に実施設計を進め、年明け2月頃には、工事に着手したいと考えております。なお、整

備工事を実施するに当たり、今議会に施工管理業務の委託料と補助金増額に伴う補正予算を計上しております。

また、江ノ口児童館の耐震改修工事については、現在、実施設計を進めており、耐震改修工事の設計について、認定機関による耐震認定を受けた後、早急に工事に着手したいと考えております。

続いて、臨時福祉給付金について申し上げます。

現在、本年度2回目となる申請の受付を行っているところですが、この度、国における「未来への投資を実現する経済対策」に盛り込まれた簡素な給付措置として、新たに給付されることになり、今議会に補正予算を計上しているところであります。この度の臨時福祉給付金は、消費税率の引上げに際し、低所得者に適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として給付されるもので、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して措置し、支給対象者1人につき1万5,000円を支給することになっております。対象者は6,500人を見込んでおり、申請受付開始は来年3月上旬を予定しております。

次に、第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づく、定員29名の地域密着型特別養護老人ホームの整備についてであります。6月に整備を希望する事業者の公募を行ったところ2者からの応募があり、8月に選定委員会において審査を実施、10月6日に地域密着型サービス運営委員会に意見聴取を行い、社会福祉法人サンシティあいを整備事業者を選定いたしました。今後の予定としましては、平成29年度中に開所に必要な事業所の指定を行うこととしております。

次に、農業委員会制度についてであります。農業委員会に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、平成29年7月の藍住町農業委員の改選から改正法が適用されることとなります。改正法での農業委員の選出方法については、従来の公選制を廃し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められました。

また、農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設され、農業委員会の委嘱により選任されることとなります。その際、農業委員の任命又は推進委員の委嘱を行うに当たっては、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対し、候補者の推薦を依頼するとともに、農業委員又は推進委員になろうとする者を募集し、結果を公表・尊重することとされております。このため、今議会に「藍住町農業委員会の委員及

び農地利用適正化推進委員の定数に関する条例」等の議案を提案いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、本町への2件の寄付につきまして、御報告をいたしておきたいと存じます。

まず、9月13日に株式会社ベルモニー様から福祉分野で役立ててほしいと、車イス2台を寄贈していただきました。早速、高齢の方や障がいのある方などが利用できるよう、合同庁舎に設置しております。

次に、9月27日には、本町の御出身で現在大阪にお住まいの高野年市様から、青少年の育成に役立ててほしいと、多額の御寄付をいただきました。高野様は、今年3月に御自身の米寿記念として多額のふるさと納税をしていただいたところでしたが、8月のリオ五輪、バドミントン女子ダブルスで同郷の松友美佐紀選手が活躍、見事金メダルを獲得したことに大いに感激をされ、故郷の子供たちの健全な成長や将来の活躍を願い、再び御寄付をいただいたものであります。この御厚志に基づき、青少年の育成、スポーツ振興などに役立ててまいりたいと考えております。

それでは、本日、提案いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げます。

第60号議案「平成28年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも5億3,000万円を増額し、予算総額を132億9,900万円とするものであります。

今回の補正予算は、人件費については、主に4月の人事異動等に伴う各科目間の増減を全般にわたって調整、また、給与改定による補正を行いました。

このほかの主な内容は、総務費では、(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業に、修正設計に係る委託料などで5,608万円を補正計上しております。

民生費では、臨時福祉給付金(経済対策分)給付事業費に、1億571万6,000円を、老人福祉総務費には、介護保険事業特別会計繰出金2,170万円を計上、また、医療介護提供体制改革推進事業費として、地域密着型特別養護老人ホーム建設補助金1億2,383万円を、児童館総務費には、住吉児童館の放課後児童クラブや江ノ口児童館耐震化などに係る工事費に1,084万円、子どもはぐくみ福祉費には、医療扶助費1,000万円などをそれぞれ増額計上しております。

農林水産業費では、農業振興費に、とくしま明日の農林水産業づくり事業補助金285万円を計上しました。

また、教育費では、給食の調理加工費に、野菜をはじめとする原材料の高騰もあり、原材料費1,080万円を計上しております。

その他、事業の実施見込みや国・県の補助金の状況などにより、歳出過不足の補正を行うこととしております。

歳入につきましては、歳出に対する国・県の補助金の増減のほか、町税では、軽自動車税に1,000万円、町たばこ税に1,000万円、地方交付税では、普通交付税の確定に伴い3億383万5,000円をそれぞれ増額、町債については、事業費見込みにより、小学校施設整備事業債について4,980万円の減額を行うこととしました。

また、これら、歳入歳出の補正による、歳入増や歳出不要額等により、社会福祉施設整備事業積立金に1億9,999万円を計上しております。

第61号議案「平成28年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について」は、歳入歳出とも1億9,500万円を増額し、予算総額を39億6,500万円とするものであります。

主な補正内容は、歳出においては、総務費を181万4,000円、保険給付費を1億2,318万6,000円、共同事業拠出金を7,000万円、それぞれ増額するものであります。

歳入においては、国庫支出金を9,881万4,000円、前期高齢者交付金を1,274万3,000円、共同事業交付金を6,000万円、繰越金を2,344万3,000円、それぞれ増額するものであります。

第62号議案「平成28年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について」は、歳入歳出とも6,900万円増額し、予算総額を24億1,700万円とするものであります。

主な補正内容は、歳出においては、保険給付費を3,035万円、諸支出金を3,855万円、それぞれ増額するものであります。

歳入においては、支払基金交付金を4,080万円、県支出金を175万円、繰入金金を2,550万1,000円、繰越金を2,364万2,000円、それぞれ増額し、介護保険料を51万3,000円、国庫支出金を2,218万円、それぞれ減額するものであります。

第63号議案「藍住町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」は、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、

新制度による農業委員や農地利用最適化推進委員の定数について定める必要があり制定するものであります。なお、これに併せて、現在の藍住町農業委員会委員の定数に関する条例は廃止することとなります。

第64号議案「特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、新たに農地利用最適化推進委員を置くこととなりますので、この委員の報酬額を定めるものであります。

以上、補正予算で3件、条例関係で2件の計5議案について、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、全議案について原案どおりお認めをいただきますよう、お願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（森志郎君） これより、担当理事者から補足説明を求めます。この間、議事の都合により、小休いたします。なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午前10時28分小休

〔小休中に矢野理事（総務課長事務取扱）、森健康推進課長、森経済産業課長、補足説明をする〕

午前11時28分再開

○議長（森志郎君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

お諮りいたします。議案調査のため12月7日から12月12日までの6日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、12月7日から12月12日までの6日間、休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、12月13日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午前11時29分散会

平成28年第4回藍住町議会定例会会議録（第2日）

平成28年12月13日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	西岡 恵子
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	西川 良夫
3 番議員	小川 幸英	11 番議員	平石 賢治
4 番議員	林 茂	12 番議員	永濱 茂樹
5 番議員	安藝 広志	13 番議員	奥村 晴明
6 番議員	鳥海 典昭	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	矢部 幸一	15 番議員	森 彪
8 番議員	徳元 敏行	16 番議員	森 志郎

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三 主査 林 隆子

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
教育長	和田 哲雄
理事（総務課長事務取扱）	矢野 博俊
理事（福祉課長事務取扱）	三木 慶則
教育次長	下竹 啓三
会計管理者	中野 孝敬
企画政策課長	柿内 直子
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	森 伸二
社会教育課長	奥田 浩志
住民課長	高田 俊男
生活環境課長	石川 洋至

建設課長	近藤 孝公
経済産業課長	森 美津子
下水道課長	賀治 達也
水道課長	森 隆幸
西クリーンステーション所長	高木 律生

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

12番議員	永濱 茂樹
4番議員	林 茂
3番議員	小川 幸英
9番議員	西岡 恵子
10番議員	西川 良夫

平成28年藍住町議会第4回定例会会議録

12月13日

午前10時開議

○議長（森志郎君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森志郎君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは5名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。なお、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の主旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（森志郎君） それでは、まず初めに12番議員、永瀆茂樹君の一般質問を許可いたします。

永瀆茂樹君。

〔12番 永瀆茂樹君登壇〕

●12番議員（永瀆茂樹君） 議長から質問を求められましたので、ただいまから、通告に従い一般質問をいたします。理事者におかれましては、明確な御答弁をお願いいたします。

まず初めに、世界津波の日制定、日本をはじめ142か国の共同提案で、11月5日「世界津波の日」とすることが、2015年12月の国連総会で決まった。

藍住町東部地区に津波避難人工高台設置対策について、藍住町議会・防災対策特別委員会は視察研修として、平成28年11月18日金曜日に議員10名、職員3名で小松島市役所、ニュータウン地区津波避難施設「命山」の見学に行きました。市の危機管理課から3名の方が来ていただいて、詳細に説明、対応していただきました。

小松島市の概要として、人口は平成28年8月、3万9,215人、世帯数は1万7,175世帯で、うち男、1万9,032人、女、2万1,833人とのことでありました。小松島市が建設した西日本で初めての独立盛土式で「小松島ニュータウン地区津波避難施設」として、8月から供用開始とのことでした。南海トラフ巨大地震の発生、襲来を予測されての対策であります。最大高さ（津波基準水位）、3.4

メートルの津波に備えて、頂上部に920人が収容可能な避難広場を設けている。海拔6.6メートル、地上面からの高さは、基準水位より2メートルも高く5.5メートルで、頂上の避難広場の面積は460平方メートル、盛土量は約7,000立方メートルで、大きさは46.6メートル掛ける46.9メートルの正方形、斜面の勾配は1対1.7以下にして土が安定する勾配を確保したとのことでありました。斜面は、津波による土の流出を防ぐ工夫を凝らし、地上面の斜面から上部まで全体の盛土部分を強固なセメント改良土で覆う形として、更には、芝で保護をしている頂上部分に至るルートとして避難階段（丸太階段）を二方向に配置、このほか車椅子と高齢者用のスロープ、ソーラー照明、手すりを設けていました。これです。希望の丘の写真です。（パンフレットを示す）

9月議会の勝瑞地区への津波避難人工高台設置についての答弁では、藍住東小学校、徳島北高等学校、勝瑞城館跡公園を一時避難所とのことでしたが、小松島市の危機管理課の方は、「自分たちの市、町が管理できる津波避難高台、高齢者・障がい者の津波対策、行政として、第一に人命を守る津波避難高台設置は急務である。」と言われておりました。

また、小松島市の津波避難施設に至るまでの経緯として、（1）津波対策早期着工の要望から候補地決定、（2）先進地視察（市議会総務委員会）静岡県焼津市、静岡県袋井市、高知県南国市、静岡県浜松市等へ視察とのことでありました。（3）「命山」整備方針について地元協議、（4）今後の方針とのことでありました。

そして、小松島市津波避難視察終了後、藍住町で危機管理室の室長の防災に対する講義があり、その後、藍住町の防災備蓄倉庫、藍住町矢上、以前の矢上駐在所跡に見学に行きました。きれいに整理整頓された現況を見てきましたが、備蓄倉庫の内容、内訳については、詳細に町民に説明していただきたい。

また、「住んでよかった小松島」として、濱田市長は「平成23年3月11日の東日本大震災では、巨大地震や大津波により甚大な被害に見舞われ、今もなお多くの方々が、全国各地で避難生活を余儀なくされていて、被災地の1日も早い復旧、復興を願っております。いつ、どこで発生するか分からない災害に対して、小松島市では、防災安全の確保を主要な施策として掲げ、様々な防災減災の取組を進めています。」とのことでありました。「今後は、避難場所・避難経路等の整備、備蓄食料の確保、更には、各種災害を想定した防災訓練の実施など、市民の皆様と行政が効果的に連携した様々な施策を、より積極的に推進してまいります。」と言われ

ておりました。

また、関連として、南海トラフ巨大地震に備え、阿南市那賀川町工地に造成される人工高台「命山」、周辺に高い建物が無い工地地区に、津波避難場所を確保するため市が造成計画をされています。前月の11月21日の徳島新聞に掲載されました。津波避難、安心・安全防災対策であります。

このように、各市町村は、自分たち、町の津波基準水位、地域の現況に合わせた津波避難対策を講じております。いつ起こるか分からない、想定外の津波対策、高齢者、障がい者等に対しての一番身近な安心・安全対策。他町村に頼らず、藍住町民は藍住町、行政が守るという心構えで、対策を講じていただきたい。

次に、藍住町防災・連絡、転入者周知対策について、藍住町への転入者は、現実問題として、各地域の自治会に加入しているのか、未加入者は何人いるのか伺いたい。なぜなら、防災対策として、行政からの連絡事項の周知が行き届かない、回覧板が回せないなど、地震・台風・津波等についての安心・安全対策としての情報提供ができないと思われるので、各自治会への加入、推進、指導していただきたい。また、エーアイテレビ、広報あいずみ等についての対策も講じていただきたい。人命救助対策の心構えであります。

次に、道路橋梁長寿命化修繕対策、落橋防止装置、溶接不良等の安全対策並びに自治体管理の藍住町橋梁長寿命化修繕計画について、国土交通省は、都道府県や市町村道にある全ての橋、トンネルを5年に一度点検し、老朽化の進行程度によって4段階で診断することを、自治体の努力義務としたと言われました。

以前、平成26年第1回、3月議会において、私が質問しました。名田橋の橋脚劣化の写真、ひび割れ、鉄筋が見えている様子をこの議場で皆さんに見せて説明いたしました。その折、「開通後50年も経過しているので、県においても認識されていると思います。南海トラフ巨大地震も想定されることから、また、耐震化、交通安全の面からも、徳島県知事に対して、早急に補修ができるように要望書を提出しました。」との答弁でしたが、その後の結果と、今後の藍住町全体の道路橋脚劣化安全対策はどのようになっているのか、進捗状況を伺いたい。

また、以前、質問しました、名田橋の橋脚劣化、何も進捗ありません。前々月の10月中旬頃、吉野川第一漁業協同組合の同僚役員の方に、以前にもお願いしました、名田橋の橋脚劣化の修復写真をお願いしましたところ、前月の11月2日撮影のこの写真です。（写真を示す）鉄筋がようけ見えとる、前よりひどくなっていま

す。この鉄筋ね。（森副議長、「回さな分からん。」の声あり）（写真を回覧する）以前の写真より劣化がひどくなっています。これはどのように県に話をしたのですか。そして、私たちの要望、陳情に対しての経過、確認はできているのでしょうか。南海トラフ巨大地震・大型台風・豪雨・津波等、何事に対しても、大惨事、大変なことになると思います。人命救助対策、藍住町全体の道路橋脚修復対策、県・国への早急な陳情が急務であります。

次に、交差点改良（交通渋滞緩和対策）、藍住町内に大型店進出で、朝夕の出勤、帰宅時間帯は、車の渋滞が続き、交差点の見直し緩和対策が求められております。例えば、県道徳島引田線（徳命字前須東）豊国生コンクリート工業西交差点、徳島自動車道（南下）交差点改良について、朝夕の通勤、帰宅時間帯、地域住民の方、道路利用関係者は大変困惑しております。地域の方の要望の交差点改良であります。

前々月の10月20日午後2時頃、板野署署長さん、交通係長さんに町道側の直進と右折レーンの設置をお願いに行きました折、東西とも交差点のすぐそばに少しですが、空き地があるので何か対策は、と相談いたしました。そして後日、11月19日午前11時頃、板野署の交通係長さんから電話をいただきました。南北は県道徳島引田線ですが、東西は町道であります。板野署の交通係長さんが、わざわざ県へ行って、交差点改良のことを要望していただいたところ、「東西の道路は町道であるので、町から要望してください。交差点改良の件は県へ要望すればできると思います。」とのことでありましたので、行政からもよく説明して、お願いしていただきたい。

交通安全関連、町民の要望として県道松茂吉野線、藍住町笠木東野の稲次整形外科病院と、光洋シーリングテクノ株式会社との県道、歩道面の舗装が古く、劣化して凸凹もあり、小さいバラス等も見えている所もあるとのことであります。東へ行って、徳島ダイハツ自動車藍住営業所の前ぐらいまでは、悪いとのことでした。歩行者、特に、足の不自由な高齢者の方、障がい者の方などは大変困惑しております。県の担当課に陳情して、現場を見ていただき、悪い所から早期着工にと対策を講じていただきたい。

藍住町の環境保全条例に伴う啓発活動として、ポイ捨て等と犬のふん害の防止に関する条例制度の啓発と対策について、ポイ捨てや犬のふん害については、人間形成、道徳、モラルの問題であります。社会生活の秩序を保つために、一人一人が守るべき行為の基準と言われております。美しいまちづくりは各家庭にあります。思

いやりの精神を享受する、すなわち、子供に対しての家庭教育の一步でもあります。

以前にも申しましたが、昔のことわざに「親の背中を見て子は育つ」とよく言われております。親がよい見本を示すのが肝要であります。

また、防災の日が9月1日と定められているように、藍住町は、平成16年4月1日にポイ捨て、落書き、犬のふん害に対しての規制を定めた条例が制定、施行されました。そこで、制定された月として4月1日から1か月ぐらい、新年度始めを藍住町の環境月間と制定され、美しいまちづくりにと対策を講じていただきたい。以前の答弁では、「町民の快適な生活環境保持のために、広報紙への掲載、エーアイテレビで放映、広報車での呼び掛け等を行う。」と言われていました。今日、町内にポイ捨て等が多発しております。美しいまちづくり、よろしく申し上げます。

経過報告として、ごみの不法投棄について、以前の課長さんの答弁では、不法投棄を発見した場合は、生活環境課又は西クリーンステーションに連絡してくださいと言われていましたが、不法投棄、ごみのポイ捨てをする人は、朝早くか夕方薄暗くなって人の目に付かない時なので、誰なのか、車の把握もできない状況であります。何か策を講じなければ、問題解決しないと思います。そこで、以前にも提案しました、町全体か地域別で何人かの方たちに、行政から環境指導員委嘱状を配布するなどして対応していただきたい。協力者には、分かりやすい腕章、帽子、服装等を支給して、早朝と夕方の1回か2回ぐらい見回り隊の結成、対策を講じていただきたい。今後、予想されるポイ捨て等の不法投棄の回収よりも、ポイ捨ての前の監視が肝要です。そして、美しいまちづくりの環境条例と合わせて、今の子供たちにモラルの問題、人と社会への思いやりの心が養われるので、心の教育につながると思います。

次に、藍住町第三セクター「道の駅」設置について、我が藍住町には、有能な生産者がたくさんいます。例えば、町内農業後継者で作る新作物研究会の会長さんや会員の皆様方は、好気性微生物を混ぜて作ったぼかし肥料で、ブロッコリーの有機栽培等に取り組、自然に優しい上に原料の大半が不用品を活用できるため、低コストなのが特徴と言われ、なお、微生物の働きで肥沃な土壌ができ、免疫が芽生え、安心・安全な野菜が見込まれた。すなわち、有機栽培、低コスト、地産地消にと受け取られています。そして、地場産業推進で町の活性化にもつながり、顔の見える耕作者として名前を明記、消費者に喜ばれる有機栽培、食の安心・安全対策として、藍住町第三セクター「道の駅」設置の推進として検討していただきたい。

次に、藍住町マスコットキャラクターあいのすけのネクタイピン推進で、町のPR、活性化、周知対策について、徳島県のマスコットキャラクターすだちくんのネクタイピンが好評で広く県内に出回っています。（ネクタイピンを回覧する）すだちの里としてよく知られている、名東郡佐那河内村の元議長さんに頂きました。徳島県吟詠会でも広く愛用されています。私も現在も付けております。これでございます。（ネクタイピンを示す）藍住町のあいのすけのキャラクターを付けたいと思い提案いたしました。町のPR、活性化にもつながるので、周知、推進を講じていただきたい。答弁により再問いたします。以上でございます。

○議長（森志郎君） 矢野理事。

〔理事（総務課長事務取扱） 矢野博俊君登壇〕

◎理事（総務課長事務取扱）（矢野博俊君） 永濱議員さんの御質問のうち、防災関係につきまして、私のほうから御答弁させていただきます。

まず1点目の、東部地区人工高台の対策についてという御質問でございます。津波避難人工高台設置については、津波被害が予測されている、主に海岸地区などの海拔の低い地域で、津波等避難用の人工高台が設けられているところであり、議員さんからもお話がありましたように、小松島市和田島地区に建設されました人工高台を先月、防災対策特別委員会でも御視察をいただいたところでございます。

本町での浸水想定区域の勝瑞地区には、現在、避難所として藍住東小学校が認定をいたしております。また、徳島北高等学校と勝瑞城館跡公園を一時避難所としていただいております。住民の皆さんが安全に避難するために、避難訓練や、意識啓発等も行っているところでございます。津波避難人工高台設置につきましては、先の議会でも御質問いただいたところでございますが、現在のところ、計画はいたしておりません。用地の確保や地盤改良などの問題、また、周辺への影響などを考慮する必要もあると考えております。避難施設などを含めました避難対策については、全体的な計画の中で検討してまいりたいと思います。また、避難訓練や啓発については、引き続き行ってまいります。

また、防災備蓄倉庫の件でございますが、内容等につきましては、防災広報などを通じまして、周知を図ってまいりたいと思います。

続きまして、転入者等の各自治会の加入、推進という件でございます。自治会組織は、大規模災害において共助という重要な役割を果たした事例が多く見られ、自主防災組織とも連動し、その存在が見直されつつあります。また、高齢化社会が進

展する中で、地域全体での徘徊や孤独死などの見守りについても、役割が注目されております。それぞれの地域をより安心・安全なものとし、快適に生活するためには、充実した地域全体での活動が求められています。自治会組織の正確な把握はできておりませんが、駐在員制度による登録では、現在147組織となっております。

御質問の自治会への加入状況、転入される方の加入状況についても把握はできておりませんが、都市化の進展に伴う地域コミュニティの希薄化、高齢化による組織の担い手不足のほか、多様化する社会生活の中で、自治会組織に対する理解や関心も薄れているのではと思われます。

こうした中、自治会への未加入者も増えてきていると思われます。ほとんどの方が加入している自治会もございますが、加入者が減少している自治会などもございます。駐在員の届出などから推測をいたしましても、町全体ではかなり多くの方の未加入者がいるのではないかと、推測いたしております。

自治会組織は、地域住民が主体の組織でありますので、加入促進にも難しい面もございますが、自治会活動への支援や地域リーダーの育成支援とともに、自治会組織、また、自主防災組織の重要性を住民の皆さんに啓発してまいりたいと思います。また、防災関連の情報提供につきましても、広報等を通じて努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（森志郎君） 近藤建設課長。

〔建設課長 近藤孝公君登壇〕

◎建設課長（近藤孝公君） 永濱議員さんの御質問のうち、橋梁長寿命化対策・交差点改良（交通渋滞緩和対策）について、答弁をさせていただきます。

まず、橋梁長寿命化対策の名田橋橋脚劣化につきましては、平成26年2月に町から徳島県知事に対して、早急に補修がなされるよう要望書を提出しております。本町としましても、当該橋梁は架設後50年を経過し、劣化が進んでおり、南海トラフ巨大地震も想定されることから、耐震化、交通安全の面からも早急な補修が必要であると認識をいたしております。管理者である県においては、まずは高欄、欄干等の老朽化対策、交通安全対策から工事に取り掛かっており、その後に耐震工事を予定しているとのことでもあります。議員さん御指摘の箇所については、確認の上、対応をお願いしたいと考えております。

町管理の橋梁の長寿命化に向けた修繕等の進捗状況についてですが、現在、町が管理する橋梁は185橋あり、そのうち橋長が15メートル以上の橋が18橋、2

メートル以上15メートル未満の橋が167橋あります。平成23年度に橋長15メートル以上の橋梁を対象に策定した「藍住町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、劣化の状況及び車両の通行量等により、補修の優先順位を付けて補修を実施しています。

具体的には、平成24年度に役場東側にあります藍住橋の補修調査設計、平成25年度に藍住橋の補修工事と住吉神社南側にあります千鳥橋の補修調査設計、平成26年度に千鳥橋の補修工事と江ノ口にあります鳴門藍住大橋の補修調査設計を実施し、平成27年度から5か年で、鳴門藍住大橋の補修工事を完了すべく工事に着手しております。

また、御質問の中でも言われておりましたように、平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月から道路管理者は全ての橋梁について、5年に一度近接目視で点検を行い、点検結果として健全性を4段階に診断することになりました。

本町におきましても、平成26年度から職員と委託業者により定期点検を実施しており、平成30年度に町管理の全ての橋梁点検が完了する予定となっております。今後も引き続き「藍住町橋梁長寿命化修繕計画」及び定期点検結果に基づき、優先順位を決めて補修を実施していきたいと考えております。

次に、交差点改良について、大規模店舗の出店や人口増加に伴う交通量の増大等により、町内の県道や主要町道で渋滞が発生しており、渋滞の解消に向けての対策が必要であると認識をしております。

御質問の交差点につきましては、町内外の多くの方が利用している県道徳島引田線と、徳島自動車道の南側側道（町道）とが交差する重要な道路の交差点であり、現在、交通量の増大等により朝夕の通勤時等に渋滞が発生しております。

当該交差点の渋滞緩和対策については、方法の一つとして、東西町道の車線増設が考えられますが、車線の増設には、交差点近隣の多くの地権者の方の同意及び道路用地を提供していただく必要があります。また、関係機関等との協議を必要とします。

今後、県や交通管理者など関係機関と協議をするなど、当該交差点の渋滞緩和に向けて検討してまいりたいと考えております。また県道松茂吉野線、議員さん御指摘のこの部分につきましても、現地等を確認の上、徳島県へ修繕等の要望をしてみたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 石川生活環境課長。

〔生活環境課長 石川洋至君登壇〕

◎生活環境課長（石川洋至君） それでは永濱議員さんの御質問の中で、環境保全条例に伴う啓発活動として、ポイ捨て等と犬のふん害の防止に関する条例制度の啓発と対策につきまして、御答弁をさせていただきます。

町では、ポイ捨て及び犬のふん害防止条例の施行以来、啓発及び対策につきましては、町の広報紙への掲載、環境美化運動での住民周知、狂犬病予防接種時でのパンフレットの配布、また、動物愛護推進員による啓発を行うとともに、ポイ捨て禁止や犬のふん害防止の看板を作成して希望者に無料配布を行っております。しかしながら御指摘のとおり、飼い主のモラルによるところが大きく、まだポイ捨てや犬のふん害防止に対する苦情がなくならないのが現状であります。今後も町民の皆様の快適な生活環境保持のため、粘り強く広報紙等の掲載や公用車での呼び掛け等行っていきたいと考えております。

また、ポイ捨て等犬のふん害の防止条例が制定されました、4月1日から1か月間を環境月間と制定してはどうかという点でございます。本町におきましては、環境美化運動の日とされています、ごみゼロの日の5月30日を挟みまして、5月中旬から1か月間を「藍住町環境美化月間」として町民の皆様や事業所におきまして、全町一斉清掃を柱とした美化運動を行っておりますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。

次に、御提案いただきました、環境指導員などの見回り隊につきましては、現在、環境ボランティアの方に道路等の清掃をお願いしておりますが、メンバーを増員、充実しまして、不法投棄への監視を今後、強化していきたいと考えております。また、シルバー人材センターに委託しまして、町内のごみ集積所等を監視し、不法投棄やごみの分別ができていない方の指導を行っておりますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 森経済産業課長。

〔経済産業課長 森美津子君登壇〕

◎経済産業課長（森美津子君） 永濱議員さんの御質問のうち、道の駅設置について御答弁をさせていただきます。

道の駅の設置につきましては、道路管理者と市町村の双方が分担して、設置基準に沿った施設整備を行い、市町村長からの登録申請により国土交通省で登録をされることとなります。

近隣市町村では、鳴門市大麻町に設置がされており、板野町においても現在計画

中であり、道の駅の設置には用地取得、施設整備、管理運営に多額の費用を要するため、現状では考えておりません。

農作物の販売につきましては、従来の出荷体制に加え、小売店での店頭販売の委託や小売店への直接販売、徳島マルシェや納涼祭など、町内の各種イベントでの直売を自立経営農業振興会及び新作物研究会の会員が主体となって取り組んでおりますので、今後も町ならではの応援施策を実施してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 柿内企画政策課長。

〔企画政策課長 柿内直子君登壇〕

◎企画政策課長（柿内直子君） 私のほうから、永瀆議員さんの御質問のうち、マスコットキャラクターあいのすけグッズの作成について、御答弁をさせていただきます。

現在、マスコットキャラクターあいのすけのオリジナルグッズの販売は、町が直接作り、直接販売する方法のみとなっております。種類は、缶バッジ、ネックストラップ、バンダナ、シールとなっております。まず、子供たちが身近に感じ、使用してもらえるグッズから作成しております。

オリジナルグッズの作成は、製造の最小単位、ロットがあり、100個から1000個となっております。当然、大量に作るほど単価は安くなりますが、予算の問題や在庫も考慮する必要がございます。

今は、試行段階ですので、要望や売行き状況を見ながら種類を増やしていきたいと考えております。永瀆議員の御提案のネクタイピンについても、状況を見ながら検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 永瀆茂樹君。

〔12番 永瀆茂樹君登壇〕

●12番議員（永瀆茂樹君） それでは、ただいまより再問いたします。

藍住町東部勝瑞地区に津波避難人工高台設置については、現在のところ計画はしておりませんとの答弁でありました。2015年12月には、国連総会で、11月5日が世界津波の日制定と言われている今日、新聞、テレビ等にも津波情報がよく放映されております。どこの国も県も、想定外のことが起きるのが防災・地震・津波であります。津波避難の言葉を聞くだけで、土地、地盤の低い場所に住んでいる人はいつも悩んでおります。そうした悩みを払拭、解消する施策としての対策につ

いて、議会の防災対策特別委員会は視察研修に行ったのです。先ほども言いましたが、小松島市の危機管理課の方が言いました。防災・災害に対して行政として、人命・町民の命を守る施策が一番とのことでもあります。私は人工高台については、その地域の津波の最大高さ津波基準水位があるので、よく把握されて対策を講じていただきたい。普段は公園と周囲は散歩コースとか、いつでも誰でもが利用できる人工高台の設置を講じていただきたい。

次に、藍住町防災連絡周知対策について、行政からの防災情報、連絡事項の周知が行き届かないとして、答弁では、自治会活動の支援、地域リーダーの育成支援、自治会組織、自主防災組織の重要性を住民の皆さんに啓発しますとのことでありました。併せてエーアイテレビ、広報あいずみ等での周知をしていただきたい。

次に、道路橋梁長寿命化対策と交差点改良（交通渋滞緩和対策）について、名田橋橋脚劣化については、平成26年2月に、町から徳島県知事に早急に補修されるよう要望書を提出とのことでありましたが、町内で一番交通量が多い名田橋、橋の上の車の渋滞も時間的に多く、橋台に掛かる加重もたくさん掛かります。先ほどの橋台劣化写真、心配です。家も橋も土台が一番大切であります。月日がたてば劣化がひどくなり心配であります。県の担当課に、劣化写真を持参で早急に名田橋補修着工の陳情をしていただきたい。

次に、環境保全条例、ポイ捨て犬のふん害防止条例啓発について、5月中旬から1か月間を藍住町環境美化月間として、全町一斉清掃を柱とした美化運動を行っている。今後も町民の皆様の快適な生活環境保持のために、粘り強く広報紙等の掲載や広報車での呼び掛け等を行っていくとのことでありましたが、5月中旬からの1か月間の藍住町環境美化月間の周知徹底をしていただきたい。

次に、藍住町第三セクター「道の駅」について、用地取得、施設整備、運営に多額の費用を要するため、現状では道の駅の設置はできないとのことでありましたが、板野町では道の駅産直市の設置も予定と言われております。また、藍住町道の駅については、今後、民間委託等も今後の課題にと検討していただきたい。

また、マスコットキャラクターあいのすけグッズ、ネクタイピンの推進について、藍住町、我が町のPR、活性化のために提案いたしました。あいのすけを社会に羽ばたかしてください。以上、答弁により再々問いたします。以上です。

○議長（森志郎君） 矢野理事。

〔理事（総務課長事務取扱） 矢野博俊君登壇〕

◎理事（総務課長事務取扱）（矢野博俊君） それでは、永瀆議員さんの再問の中で、防災関係、まず、人工高台についてでございますが、こちらにつきまして、先ほど御答弁もいたしました。今のところ具体的な設置については、予定をいたしていません。用地、それから地盤改良、周辺の影響なども考えてまいる必要があると考えております。

現在、定期的に避難訓練につきましては、各地区で開催をいたしておりますが、この東小学校校区、特に東小学校では、これとは別に津波避難訓練を行っております。その訓練時には、津波時の避難場所として、校舎の2階、3階までの避難確認、案内なども訓練として行っているところでございます。引き続き避難訓練の実施、また、避難などについての啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、要支援者などの対策についてでございますが、現在、要支援者名簿の作成も進めておりますが、あわせて、避難計画を作りまして、避難の共助システム等を考えてまいりたいと思います。

もう1点、自治会等の加入、促進の件でございますが、こちら先ほど申しましたように、地域のリーダー育成、自治会活動、また、自主防災組織運営の助成、支援を行ってまいるとともに、組織の必要性でありますとか、自助・共助の重要性について、それ以外、防災に対する周知も併せて、エーアイテレビ、また、広報紙なども含めまして、いろいろな機会を利用し、啓発をしてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 近藤建設課長。

〔建設課長 近藤孝公君登壇〕

◎建設課長（近藤孝公君） 永瀆議員さんの再問のうち、名田橋の補修の件につきまして、答弁をさせていただきます。

名田橋の橋脚の補修につきましては、先ほど申し上げましたとおり、管理者である県においては、まず、高欄等の老朽化対策、交通安全対策から工事に取り掛かっております。その後に耐震工事を予定しているとのことであります。また、議員さん御指摘の箇所につきましては、早急に対応をお願いしたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 石川生活環境課長。

〔生活環境課長 石川洋至君登壇〕

◎生活環境課長（石川洋至君） それでは、永瀆議員さんの再問の中で、環境保全

条例に伴う、ポイ捨て等と犬のふん害の防止に関する啓発につきまして、御答弁をさせていただきます。

5月中旬からの1か月間の「藍住町環境美化月間」の周知徹底をとということでございますが、現在、広報、エーアイテレビや更には、駐在員会等で、環境美化月間につきまして周知をさせていただいておりますが、さらに、町のホームページに掲載するとともに、機会があるごとに住民への周知徹底を図っていきたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（森志郎君） 森経済産業課長。

〔経済産業課長 森美津子君登壇〕

◎経済産業課長（森美津子君） 永瀆議員さんの道の駅設置についての再問について答弁をさせていただきます。

本町においても、数か所の産直販売所や日曜市がJAや町内、町外の業者により開設されていましたが、現在では撤退等により、単独店舗の直売所はございません。

また、近隣市町村間での競合や消費者の分散が見込まれますので、現状では設置は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） よろしいか。（永瀆議員、うなずく）

○議長（森志郎君） 次に、4番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔4番 林茂君登壇〕

●4番議員（林茂君） それでは、議長の許可を頂きましたので、通告に従って一般質問を行います。理事者の方は、簡潔で分かりやすい答弁をお願いいたします。

今、暮らしが大変な世の中です。国民年金の保険料を滞納している人のうち、9割以上が、所得が低いため申請すれば支払い免除対象になる。2年間以上滞納している人は、約206万人にも上ることが明らかになりました。国民年金の受給額は、1か月平均5万6,000円程度です。年金カット法案では、賃金が下がったらそれに応じて低い額も更に引き下げられます。医療保険の改悪、介護保険の改悪などで暮らしがますます困難になっています。給食費の滞納や国保税の滞納も、暮らしの困難さから起きているわけです。町営住宅の家賃の滞納額も大きな額となっています。それだけに町民の暮らしを守るための施策が強く求められています。町営住宅

の現状と課題について質問をいたします。

1点目です。町営住宅は10団地ありますが、建築年度をはじめ家屋の構造、戸数と入居者の状況、さらに耐震診断や耐震改修実施の状況、そして耐震診断、耐震改修が実施されていない住宅は、今後どのような計画なのかお伺いいたします。

汚水処理です。現在、くみ取りの団地名と合併処理浄化槽にするなど、トイレの改善策は検討しているのかお伺いします。

家賃の滞納の問題です。家賃の滞納額も8,000万円程度あります。町として滞納をなくすために、どのような努力をしてきたのか、滞納金が増えた原因は何なのか、滞納で差押えをしたのかどうか、その状況も合わせてお伺いします。

平成27年度における収納状況と滞納の繰越分について、収納状況は収納率も含めて御答弁をお願いします。

そして、町営住宅の申し込み状況についてであります。どの団地を募集しているのか、そして競争倍率について、どのような状況なのかもお伺いいたします。

2点目です。徳島県の住生活基本計画が発表されました。この中では、災害に強い住環境の構築をはじめ、住宅困窮者の解消など5本の柱が上げられているわけです。藍住町におきましても、公営住宅というのは低所得者、住宅困窮者向けであります。この点では、どのような対策を講じられるのか、そして、建て替えを含めての解消策は考えているのか、合わせてお伺いいたします。

3点目です。町は公共施設カルテの作成をしているのかお伺いします。なぜかと言いますと、各公共施設の基本情報や利用状況、維持管理コストなどのカルテを作り、今後の施設建設に役立てる必要があります。施設カルテは情報公開をすることを要望しておきます。

その次の質問に移ります。汚水処理です。徳島県市町村汚水処理人口の普及率、平成27年度末が発表されました。お手元に配布しています。それによりますと、藍住町の普及率は7位です。そして合併処理浄化槽の普及率は5位です。藍住町は、平成16年度末で27.5%から平成27年末で53.4%、約2倍近く、他の自治体より早いスピードで普及がされています。

1点目です。汚水処理状況の内訳と、それぞれ事業に使った金額を伺います。汚水処理普及率の内訳では、平成27年度末では、下水道が9.2%、合併処理浄化槽の処理状況、これは44.2%です。これらの事業費は幾ら掛かったのかお伺い

します。

第2期の下水道事業が行われています。現在の公共ますの設置数と、加入世帯数をお伺いします。同じくこの期間、合併処理浄化槽の設置状況と、これらの事業費は幾らかお伺いします。

2点目です。これは東日本大震災で、下水道と合併処理浄化槽の被害状況についてであります。2011年3月の東日本大震災は、国内最大のマグニチュード9が観測され、戦後最大の人的物的被害をもたらしました。国土交通省の調査では、公共下水道は4県3,195億円、大きな被害を受けました。このことにつきましては、皆さんの机の上に、下水道処理施設の主な被害の概要をお届けしています。これをごらんくだされば、更に、詳しい中身が分かっていたのではないかと、思います。

一方、合併処理浄化槽についてですが、環境省の現場調査によりますと、24.6%が応急処理で対応可能であり、浄化槽自体を交換しなければならないケースは3.8%でした。これは、浄化槽における災害対策、2015年3月、環境省が調査を発表した中身でございます。下水道管は、1か所が破損すると使えなくなります。そして停電などで、処理場及びポンプ場の機能停止により、水洗トイレが使用できない状態に陥ったわけです。各所の避難所では、長期にわたっての生活の中で、避難所の過密状態でのトイレの使用により、仮設トイレがすぐ満杯になり、不衛生な状態が長期間続きました。避難住民の精神的ストレスに直結をし、体調不良を訴える人々が増えてきたわけです。避難所では、仮設トイレから合併処理浄化槽に切替え、仮設住宅は、全て合併処理浄化槽にしたわけです。合併処理浄化槽が大きな評価を受け、その後は被災地では、合併処理浄化槽事業が推進をされています。

3点目です。赤字の問題です。下水道事業の赤字の自治体が増加しています。この点で、藍住町の財政は心配ないのかお伺いします。この点につきましては、下水道整備に伴い、全国の自治体が償還しなければならない負債は、約27兆8,000億円に上っているわけです。公共下水道は、見えざる巨大箱物事業と言われております。とりわけ、初期投資が大きく、流域下水道では、松茂町に大規模な汚水処理場を建設し、そこへ汚水を運ぶための下水管を町内を網の目のように設置をしていきます。その整備に巨額の費用が掛かるわけです。国策に従った下水道事業で抱えた借金の返済に苦しむ自治体は、現在、増えているわけです。しかも下水道事業というのは、独立採算制が基本でございます。総務省の調査では、毎年、一般会計から

多額の繰入れをして赤字経営の穴埋めをしている実態があるといえます。12年度の決算で繰入れをしたにもかかわらず、赤字計上となったのは21事業です。ワースト1は、赤字額が80億3,268万円という、和歌山市でございました。このことが報道されています。公共下水道事業を見直し、合併処理浄化槽に切り替えた自治体では、その浮いたお金を住民福祉に使っており、大変、喜ばれているわけです。

これらの点につきまして、費用対効果を考え、汚水処理の優先順位を考えるべきでないかと考えています。答弁をお願いいたします。

その次の問題です。職員の雇用と処遇改善についてであります。まず、非正規職員の処遇改善について質問をいたします。厚生労働省が2015年12月に発表した2014年の就業形態調査によりますと、民間事業所に勤める労働者のうち、非正規社員の占める割合が40.5%に達しまして、初めて4割の大台を超えました。働く貧困層といわれるワーキングプアは、年収200万円以下です。国税庁の民間給与実態統計調査で、史上最多の1,139万人、しかも全労働者に占める割合は、4人に1人となっているわけです。これらの非正規労働者の多くが、正規と同じ仕事をしているのに賃金は半分から6割程度で、雇い止めやサービス残業などで雇用不安も広がっています。非正規労働者が全体の賃金を押し下げ、貧困と格差の原因となっています。若者は、結婚したくてもなかなか結婚ができないなど、社会的な今、大きな問題になっています。非正規雇用は民間だけの問題ではございません。自治体においても同様の問題を抱えているわけです。具体的に少し質問をいたします。

藍住町では、全職員数と正規職員、そして非正規職員の雇用状況について、中身につきましては、事務職とか現業職、保育士などの雇用状況、さらに、臨時職員で長期の雇用者は何年になるのか、臨時職員の年次有給休暇の繰越しの扱い、そして、年数の加算はどのようにしているのかお伺いいたします。

非正規の雇用の問題で、処遇改善の通達が出されました。これは総務省が2014年7月4日に出したわけです。この点につきましては、その内容は労働基準法と非正規職員の雇用や賃金などの処遇改善のために、「7.4総務省通知」といわれています。これらの通知をどのように受け止めているのかお伺いします。

2点目です。障がい者雇用と雇用率の状況についてお伺いします。

3点目、職員の年次有給休暇の取得状況についてお伺いします。

4点目は、職員の65歳の定年延長です。今、民間では65歳。これがもう当た

り前になっているわけです。このような流れの中で、町はどのような対応を考えているのかお伺いいたします。それでは、答弁を頂いて再質問をさせていただきます。

○議長（森志郎君） 石川生活環境課長。

〔生活環境課長 石川洋至君登壇〕

◎生活環境課長（石川洋至君） それでは、林議員さんの御質問の中で、町営住宅の状況につきまして、御答弁をさせていただきたいと思っております。

林議員さんから資料請求がございました町営住宅の状況につきましては、お手元にお配りをした資料のとおりでございますので、資料をごらんいただけたらと思っております。まず、町営住宅でございますけれども、建築年度等で細かく分けますと、12団地ということになります。このうち、空き家政策をとっておりますのが、原団地・安任団地・馬木団地・笠木団地・中村団地・中富団地の6団地となっております。それ以外の住宅につきまして募集を行っております。

また、収納率につきましては、平成27年度で現年度分が86.51%、滞納繰越額が2.98%となっております。また、差押えにつきましては、平成27年度中には行っておりません。

その他、まず町営住宅で耐震化が必要とされております住宅が、中富団地と敷地団地であります。それらの耐震化につきましては、方法や多額の財源の確保につきまして、財政状況を勘案しながら、検討を現在、続けているところでございます。

次に、くみ取りトイレの改善策でございますが、今、浄化槽を設置していない団地が、安任団地・原団地・笠木団地・中村団地・馬木団地でございます。これらの5団地につきましては、空き家政策をとっております関係上、今、浄化槽を設置するような大きな改良工事は検討いたしておりません。先に空き家政策で整理をいたしまして、できるだけ棟の整理をしていきたいと考えております。衛生上も月1回は定期的にくみ取りに行くようにして、できるだけ衛生にも配慮するようにしております。

次に、家賃の滞納状況についてでございますが、平成27年度末で約8,876万円となっております。対策といたしまして、年4回催告書を送付して、納付状況の悪い方につきましては、生活状況等に応じまして聞き取り調査を行い、具体的な納付計画を立てるようにしています。返済計画が履行できていない滞納者につきましては、再度、納付指導を行っておりますが、さらに納付していただけない方につきましては、ほかの納付者との公平性を考えて、訴訟を前提とした納付指導、さら

に改善がなければ、明渡しや家賃の支払い請求などの訴訟を行う準備をしているところでございます。

次に、町営住宅の申し込み状況につきましては、過去5年間で13戸の募集に対しまして86世帯の申込みがありました。倍率としましては、約6.6倍となっております。

また、町営住宅の建て替え等につきましては、現在、空き家政策をとっております住宅につきましては、空いた棟から順次取り壊しておりますが、住み慣れた住宅から引っ越すということに抵抗があり、なかなか進んでいない状況でございます。

次に、公共施設カルテの作成につきましては、本町では、公共施設カルテとなる固定資産管理システムを、平成29年度中に完成するための作業を進めているところです。以上、御答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森志郎君） 賀治下水道課長。

〔下水道課長 賀治達也君登壇〕

◎下水道課長（賀治達也君） 林議員さんの質問のうち、汚水処理事業関係について、御答弁させていただきます。

藍住町の市町村汚水処理人口の普及率は、平成27年度末で下水道9.2%、合併処理浄化槽44.2%となっているが、これらの事業費は幾らか、それと第2期下水道事業の推進状況で、公共ますの設置数と加入世帯数、合併処理浄化槽の設置状況と、これらの事業費のことについてお答えさせていただきます。

先ほどありました、お手元の資料で、2枚目をお願いできたらと思います。よろしいでしょうか。汚水処理事業における、それぞれの年度末の数字が上のほうに入っております。これはいずれも国費ベースということで、記載されておりますので、御了解いただきたいと思います。

まずは、下水道事業でございます。普及率9.2%、事業費27億5,028万円、設置ます、これは964基、このうち供用開始済み分が889基、そして加入件数は448件で、接続率は50.4%となっております。また、合併処理浄化槽でございますが、普及率44.2%、事業費8億7,029万5,000円、補助件数は2,512件となっております。

続きまして、下水道事業の第2期工事期間であります、平成25年4月から平成28年3月までの期間における両事業の説明をさせていただきます。下水道事業につきましては、事業費5億1,528万円、ますの設置数は139基、うち供用開始

済み分が64基、加入件数は24件で、加入率は37.5%となっております。また、合併処理浄化槽の事業費は8,679万6,000円、補助の設置件数は419件、このうち新設補助は351件、転換補助が68件となっております。

続きまして、3・11東日本大震災で、下水道4県3,195億円で大きな被害を受けた、浄化槽は全損で3.8%だけだった。この結果についての町の見解はどうか、についての御質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在、本町では、50年に一、二度発生する地震に対応する地震レベル1及び、50年以内に発生する確率は低いが、大きな強度を持つ地震動で陸地近傍に発生する大規模なプレート境界地震、阪神淡路大震災クラスの直下型地震動に対応する地震動レベル2に耐えうる工事施工を行っております。これは平成9年度に改定されました下水道地震対策指針に基づき設計、施工されております。資材におきましても、地震等で最も被害を受ける継ぎ手部分、地震動による揺れ、引っ張り、曲げ等に強い可とう継ぎ手を採用し、管渠につきましても、従来の塩化ビニールから液状化に強いプラスチック・リブパイプを使用して、地震災害による被害が最小限となるように努めているところでございます。

今後、耐震基準につきましては、東日本大震災をはじめとする、各種震災等に耐えうる設計に改められることが予想されておりますが、これらの震災等を教訓とした地震対策を考慮いたしまして、現在できる最善の対策を講じまして、今後、整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

そして、下水道事業が、赤字の自治体が増加しているが藍住町は心配ないのか、費用対効果を考え汚水処理の優先順位を、との御質問でございますが、下水道事業会計につきまして、現在、特別会計でございまして、町より繰入金があることから赤字とはなっておりませんが、独立採算制が求められる公営企業への移行が、平成32年4月に向けて行われることから、今後も財政担当課と協議しながら、下水道経営の健全化には努力してまいりたいと思います。

そして、汚水処理方法の選定に当たりましては、公共下水道や合併処理浄化槽など、それぞれの特性や経済性などを総合的に勘案いたしまして、本町の実態に応じました、効率的かつ適正な手法を選定することが大前提でございます。そしてその選定におきまして、費用対効果の視点が大切であることは、林議員さんのおっしゃるとおりでございます。

現在、公共下水道事業は、藍住町公共下水道全体計画や汚水処理構想に基づいて

事業を進めております。本計画につきましても、費用対効果の観点から公共下水道である集合処理と、合併処理浄化槽であります個別処理の経済比較を行いました上で、判定、策定されたものであり、公共下水道による整備が経済性において有利であるとの判断の下で、現在の事業を進めているということを御理解いただければと思います。

今年の6月開催の全員協議会で御説明させていただきました、藍住町汚水処理構想におきまして、一部を除き、ほぼ全域が、集合処理が有利とされております。しかし、藍住町内全域を整備することは、長い期間を要することから、集合処理が有利とされている地域におきましても、下水道認可区域以外の地域におきましては、浄化槽設置整備事業補助を行っており、本町といたしましては、汚水処理人口普及率向上のために、今後も引き続き、認可区域外の合併処理浄化槽の普及対策も進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（森志郎君） 矢野理事。

〔理事（総務課長事務取扱） 矢野博俊君登壇〕

◎理事（総務課長事務取扱）（矢野博俊君） それでは、林議員さんの御質問の中の、職員の雇用、処遇改善につきまして、御答弁をさせていただきます。

まず、職員の雇用状況についてでございますが、職員については、資料で配布をさせていただきます。先ほどから、住宅とかの資料の1枚目下のほうに、職員数という覧がございます。こちらのほうで御説明をさせていただきます。12月1日時点での人数でございますが、まず、全職員で343名、うち正規が218名、臨時が125名、臨時職員の割合で申しますと36.44%となっております。表の下のほうで、事務職、現業、保育士等、保健師等というように分けさせていただきます。保育士等の中には、保育所の保育士、それから幼稚園教諭、児童館、各学校の支援員等をこちらのほうに入れさせていただきます。保健師等の中には、看護師でありますとか、栄養士等もこちらのほうで、その他ということで入れさせていただきます。事務職につきましては、全部で147名、正規が119名、臨時が28名、現業が59名で正規38名、非正規21名、保育士が122名、正規が52名、臨時が70名、この70名のうち幼稚園保育士だけで捉えましたら55名となっております。保健師は全体で15名、正規9名、臨時が6名というふうになっております。割合のパーセントにつきましては、右のほうに掲載を

させていただいたとおりでございます。

続きまして、臨時職員で長期雇用は何年かとの御質問でございますが、臨時職員の場合、地方公務員法では6か月を超えない期間で雇用し、必要により6か月を超えない期間で更新できるが、再度更新することができないというふうになっております。本町では、毎年度、臨時職員の募集をいたしまして、登録の上、その都度、職の必要性により新たな雇用期間を定めて雇用をしている、というところでございます。結果的に、必要な職種や応募数などの関係から、前年に雇用していた人が、次年度以降でも雇用するということがございます。あくまでも雇用期間は、毎年度、最長で1年というふうになっております。結果的に、毎年度登録し雇用されている人で、数か月から職種によっては、長い人では10年を超えておる者がございます。

続きまして、年次有給休暇の繰越しについてでございますが、正規職員につきましては、暦年での付与でございますが、次の年1回のみの繰越しを認めております。また、臨時職員につきましては、雇用期間で、月1日の割合で付与いたしております。次の更新期間についてのみ、繰越しを認めておるところでございます。

7. 4 総務省通知の関係でございますが、こちらが平成26年7月に出されております総務省通知で、任用の位置づけでありますとか、募集、採用、任期、勤務条件、休暇、保険、研修、福利厚生含む再度任用の考え方等が示されております。こちらにつきまして、地方公務員法、それから本町の運用、全体のバランス等を考慮しつつ、趣旨を検討いたしまして、できる限り勤務条件の確保を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、大きい項目での障がい者雇用と雇用率の状況でございます。こちらにつきましては、現在6名の雇用がございますが、法定雇用率が2.3%、また、教育委員会は2.2%となっております。本町での雇用率でございますが、町長部局で5.9%、教育委員会部局で4%となっております。

続きまして、職員の年次有給休暇の取得状況についてでございますが、職員の場合、最大、年間で20日付与いたしておりますが、平成27年中の全正規職員の平均取得日数は11.5日となっております。私のほうからは、以上とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（森志郎君） 石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） 林議員さんの御質問のうち、職員の雇用と処遇改善について

て、職員の65歳定年延長について町の対応は、との質問にお答えをいたします。

職員の65歳定年延長につきましては、年金の支給開始年齢引上げに伴い、公務員の定年も段階的に65歳まで引き上げるよう、一時、国でも検討されたことがありましたが、その後、見送られております。本町でも、年金制度との整合からも定年見直しについては、考えていく必要がありますが、国や県の動向、他団体の状況に合わせて、本町の制度も検討し、今後、見直してまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 林茂君。

〔4番 林茂君登壇〕

●4番議員（林茂君） それでは、答弁を頂きましたので、再問をいたします。

まず、町の公共施設のカルテなんですけど、平成29年度中に完成ということで、是非、この公共施設のカルテというのは、後々の建て替え等も含めまして非常に重要なので、是非、完成をさせていただきたいというふうに思います。

滞納の問題についても、本当に努力されているということを課長からも聞きました。生活保護費の支給の時には、担当職員が行って家賃を徴収すると、こういう努力もされていきました。そういう努力は評価をしながら、一つは、藍住町の町営住宅設置及び管理に関する条例、ここでは家賃の減免又は徴収猶予について第17条で定められています。町長は、入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。病気にかかったとき。災害により著しい損害を受けたとき。その他各号に準ずる特別な事情があるとき。などと、条例で家賃の減免又は徴収猶予を定めているわけですけど、今まで何人がこの第17条が適応されたのか。そして減免規定の基準について、どのような規定を作られているのか、お伺いいたします。

それでは、その次の汚水処理の答弁がございました。汚水処理の答弁では、経済的な状況を見ると下水道が有利だ、というふうな答弁がございました。そして災害に強い下水道、これ、以前の答弁でもございました。ですけど、これらの点について、もう一度、私はやはり、考えていくべき財政的な問題が大きく横たわっているのではないかとということを質問いたします。

それで、皆さん方のお手元に先ほど資料をお配りしました。東日本大震災における下水処理施設における主な被害概要、その表面です。これが先ほど課長からも答弁がありました、藍住町の状況が詳しく数字で掲載をされています。普及率についてです。それで、ここの市町村コードの403が藍住町でございます。まず、下水

道事業は町人口3万4,662人に対して、汚水処理人口3,224人、普及率が9.2%です。先ほど課長から報告がありました事業費が27億5,000万円、そして汚水処理人口が3,224人ということですから、これを割りますと、1人当たり85万3,000円です。

そして一方、合併処理浄化槽です。ここをずっと見ていただきますと、終わりのほうのところでは、汚水処理人口が、同じく1万5,414人で、普及率が44.2%、事業費が8億7,000万円、このように答弁がございました。単純に事業費を比べますと、公共下水道の3分の1ということで、合併処理浄化槽が安く、公費の負担で済んでいるということです。もう少し見てみますと、1人当たりの先ほど費用を出しましたので、合併処理浄化槽では、民間の設置人口というのがこの中でございます。その人口が6,209人です。これは民間が設置をした合併処理浄化槽の設置に対する人口比です。この人口を差し引くと9,205人が、いわゆる、町が対象とする汚水処理の合併処理浄化槽に対する人口になる。これも同じく、費用そして人口で割りますと、1人当たり9万5,000円で済んでいるわけです。そうしますと、1人当たりの公共下水道と合併処理浄化槽を比べますと、合併処理浄化槽より公共下水道事業が約9倍、公費の負担が多いということになるわけです。しかも、公共下水道というのは、10年単位と長期間を要します。公共ますを設置しても、先ほど課長から答弁がありましたけど、なかなか100%接続をされない。この最大の問題は、自宅内の配管工事とか、この負担、経済的な理由から接続がなかなかされないという事情があります。

公共下水道は、優先でなく合併処理浄化槽に切り替えていけば、合併処理浄化槽というのは、災害に強いということは、阪神淡路大震災でも東日本大震災でも証明されています。単価も安く週単位と工期が短く、浄化槽というのは、地元の新たな雇用と施工、保守点検、清掃などの仕事を増やします。このことは中小企業の活性化につながるわけです。公共下水道に使うお金を少し削れば、給食費とか保育料の負担軽減、国民健康保険税や介護保険料の引下げもできるわけです。

先ほど言いましたように、公共下水道事業費と合併処理浄化槽に対する事業費は9対1でした。1億円の公費の税金を使う、このことを例えますと、下水道には9,000万円を使っていると、一方、合併処理浄化槽には1,000万円しか使われていない、このような計算になるわけです。同じ町民でありながら、汚水処理事業で、税金の使われ方にも格段の差があるのではないかと、この点で、なぜか疑問を持つわ

けです。ここの格差を解消していくためには、合併処理浄化槽に対する町の補助金を増やす、そのような方法も考えなければならない。優先度合いも、もう少しやっぱり、検討していくべきでないかというふうに思います。この点でも一つ、答弁をお願いいたします。

その次、職員の雇用の問題です。町長からも答弁がありました。65歳の定年延長ですけど、是非、有能な課長の皆さん方が、ずんずんと、この役場から去っていくというのは、非常に寂しい思いがいたします。是非、この点ではやはり、町としても自治体を挙げて、そういうことも検討していかなければいけない、今の経済情勢も含めてあるのではないかと、そして個人個人のやっぱり、生活権を守っていくというふうな使命もあると思いますので、是非、その点も、もう少し力を入れていただきたいと思います。

それから、臨時職員の有給休暇、それから年次有給休暇の繰越し等で答弁を頂きました。臨時職員の長期雇用で、既に10年を超えている方がおいでになるようです。私も伺ってきました。そこで、徳島県の市町村の非正規職員というのは、徳島自治労連の調査によりますと、非正規職員の比率は31.5%です。藍住町でも人口が、どんどんと増加をしています。そして、行政サービスをもっともっと進めていくためには、やはり職員の増というのは、必要だというふうに考えています。この点で、どうしても財政的な事情も考えるならば、非正規職員の存在というのは不可欠のもので、そして藍住町の場合は、全職員数の343人のうち、非正規職員125人で36.4%、この点をどういうふうに、私たちは臨時職員の暮らしも権利も守っていく。このことから、先ほど言いました総務省の通知でございます。

まず1点目、再任用の問題点です。次の再任用までの間に空白期間がどうしても生じます。生じた間どうなるかといいますと、健康保険とか厚生年金から脱退させられ医療費の負担、更には、年金の減少、このことが問題になってきました。今回の通知では、この空白期間の根拠について、地方公務員をはじめとした関係法令において存在しないと、こういうふうに明記をしました。事実上、使用関係がある場合には、資格を喪失させることなく取り扱う必要がある。これが、今回、厚生労働省の通知の基本でございます。勤務の状態に即して、判断するようにはしていただきたい。

それから、本町の臨時職員の年次有給休暇についてですが、ここは何年勤務してもそれが繰越しされていかないと、1年ということですから。これは最低労働基準

である労働基準法の第39条で、このように言っています。入職して半年を経過すれば10日間、1年を経過するごとに1日又は2日と増えていき、6年半すれば20日間の付与となると、時効2年で翌年への繰越しが認められているわけです。これらの点で、労働基準法から考えてみると、この本町の規定は、残念ながら労働基準法を下回っているわけですから、労働基準法と、そして7.4の総務省通知に基づいて、年次有給休暇の規定を是非、見直していただきたい、このように思います。答弁をお願いします。

○議長（森志郎君） 石川生活環境課長。

〔生活環境課長 石川洋至君登壇〕

◎生活環境課長（石川洋至君） それでは、林議員さんの再問の中で、町営住宅家賃の減免につきまして、御答弁をさせていただきます。

御質問の中で、減免制度を利用した方はいたかどうか、という御質問がありましたけれども、現在、収入に応じまして家賃を定めております。その関係で、減免を利用した方はいないと記憶しています。また、家賃の減免規定につきましては、藍住町営住宅設置及び管理に関する条例第17条の中で要件を定めておりますが、減免の額や低所得要件等、具体的な要件は定めてはおりません。今後、県内の市町村の状況を参考にしながら検討していきたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（森志郎君） 賀治下水道課長。

〔下水道課長 賀治達也君登壇〕

◎下水道課長（賀治達也君） 林議員の再問につきまして、答弁させていただきます。

下水道事業と合併処理浄化槽の事業に関しましては、9対1ということで、下水道事業のほうが多いでないか、町の支出としては、公平を図る意味でも合併処理浄化槽の補助金を上げたらどうだろうか、ということだったと思うのですが、まず、合併処理浄化槽の推進につきましては、先ほども申しました認可区域外におきましては、合併処理浄化槽設置に対する補助金を行っております。まず、平成16年度までは、国、県、町とそれぞれ3分の1の補助金でありましたが、県の新設補助というのが、平成23年度以降なくなりまして、町がその分も負担しております。また、平成28年度、今年からは、合併処理浄化槽の転換補助の増額、そして新たに浄化槽の撤去補助も行っております。この件につきましては、また、新たにチラシ

を作りまして、自治会の回覧とか、それぞれイベントとかでも配布した関係で、昨年度と比べまして、それぞれの申込みも多くなっていることも、報告させていただきまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（森志郎君） 矢野理事。

〔理事（総務課長事務取扱） 矢野博俊君登壇〕

◎理事（総務課長事務取扱）（矢野博俊君） それでは、林議員さんの再問のうち、臨時職員の処遇の関係につきまして、御答弁をさせていただきます。

年度をまたいでの雇用期間での関係でございますが、先ほども御答弁させていただきましたように、毎年度募集をいたしまして、臨時職員でありましたら、6か月雇用で再度1回だけの更新というような規定がございます。また、再度の任用でございますが、翌年度も任用するという既得権を与えるものでもないということ、継続した雇用でないということから、任期延長の間が空けたりしておりますが、人によっては、数日、また、一、二箇月、間が空くという場合、職種によってもあります。一概には言えませんけれども、この総務省通知、また労働基準法の関係とかもあります。再度、この期間、整合性を見ながら検討してまいりたいと思います。

なお1点、健康保険、厚生年金とセットでございますが、こちらにつきましては、今年からでございますが、継続して行う、という扱いにさせていただくようにいたしました。ただ、これも間がどのぐらい空くか、という難しいところもありますので、個々の判断になっていくとは思いますが、先ほども申しましたように、できる限り総務省通知、労働基準法等も当然、地方公務員法もあります。そこらへん三者の整合性を図りながら、できるだけ処遇改善には努めてまいりたいと思います。よろしくお願をいたします。

○議長（森志郎君） 林茂君。

●4番議員（林茂君） 再々問をいたします。

町営住宅の家賃の問題につきまして、減免については検討すると、こういうふうな答弁を頂きました。是非、検討していただきたいんですけども、なぜこのことが必要かというのは、今まで家賃の減免基準については、既に通知が国からされているのです。1959年、ここでは減免基準というのは、生活保護基準程度以下の収入を目安として示しており、減額については、収入基準を設けて減額率を決めることにしていると、さらに国土交通省の住宅局から、平成26年11月5日に「滞納家賃の徴収における留意事項等について」という通知が、各都道府県に出されま

した。この通知は御存じのことと思いますが、滞納者の収入など事情をよく把握すること。家賃の支払いが困難な場合は家賃の減免を適用すること。低所得者などについては、福祉部局とも連携して生活保護の適用などにつなげること。このようなことを具体的に通知が出されているわけです。この減免の基準の通達が出された背景というのは、千葉県の県営住宅で、家賃の滞納で強制退去を迫られた母子の方が、心中されたという事件が、大きな問題になりました。家賃の減免がされていれば、滞納もそれに基づく強制退去もなく命が救えた事件だ、とこういうことから、大きな社会的問題で、国土交通省も家賃の減免基準を再度、各都道府県に通知をしたわけです。その後、千葉県の県営住宅は、この基準でいきますと、65%が生活保護以下、家賃の減免基準に該当するということが明らかになりました。

藍住町の場合にも一つは、減免基準を、収入基準を明確にして、そして居住をされている、そういう方々の暮らしを守っていくと、いうことも大きな役割でないかというふうに考えていますので、是非、早急に作っていただいて、この点についても情報公開をしていただきたいと、そのように思います。

公共下水道と合併処理浄化槽については、担当課の言い分も分かります。分かるわけですがけれども、お金の使い方については、私が示したとおりです。恐らく、20年、30年すれば、財政状況が明らかになると思うのです。今、一般会計から繰入れをしなかったら赤字なのです。しかも最近、電気の節電、水道の節約、水道の節約で下水道事業をやっている事業所は、今度は下水道の使用料金が、ずっと下がって採算が合わなくなってきたのです。ここは、下水道料金の値上げをするというように、そういうところにずっと傾いていっている。長期にわたっての、そういう試算等も含めて、是非、これからどうあるべきか、ということを考えていただきたいと、できるだけ大切な税金ですから、暮らしに役立つ方向に使っていくような、そういう方向を示していただきたいと思います。

臨時職員等の問題につきましても、答弁いただきました。同じ仕事をして、同一労働、同一賃金というのは原則ですけど、それは、それぞれに状況がありますので、ここらへんの点も踏まえて、是非、いい方向へ前進させていただくようお願いをいたしまして、質問を終わります。以上です。

○議長（森志郎君） 昼食のため休憩いたします。

午前 11 時 46 分小休

午後 1 時再開

○議長（森志郎君） それでは、一般質問を再開いたします。

次に、3番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔3番 小川幸英君登壇〕

●3番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので一般質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

最初に、子育て支援の充実について伺います。保育所の待機児童の解消については、本年度の取組として、ひまわり保育園の大規模改修事業による定員30人増し、あおば保育園の認可化により60人増し、中央保育所の定員見直しによる24人増、あいずみ保育園の増改築工事により30人増の予定。これまで、主に既存施設による144人の定員増や、定員の弾力化により約40人の入所増を行い、合計184人増の対策を講じ、来年4月には、住吉地区にニチイ学館が保育所を開所し、認可が予定され40人増えるとのことで、本町の認可保育所の総定員は584人の予定とのことですが、来年度の保育所申し込み状況と、待機児童対策はどのようなになっているか伺います。

次に、認可保育所の連携について、あいずみ保育園及びひまわり保育園では、体調不良型病児保育を実施するなど、各保育所独自の特色ある保育をしていると聞きましたが、町として各保育所の連携をどのようにしているか伺います。

また、12月8日の徳島新聞によると、認可保育園が無断受入れとのことで、愛媛県新居浜市の市立認可保育園が、正規の手続きで入園している121人のほかに19人を市に無断で受入れ、保育料を直接徴収していたとのことであるが、本町では、認可保育所の立入検査等はしているのか伺っておきます。

次に、企業内保育について、政府が掲げる女性の活躍による経済成長の実現に向けて、有効活用が期待されているのが企業内保育です。以前から、一部の医療機関などには、職員専用の託児施設が設置されていたが、2000年代に入ると一般の企業でも、従業員の子育て支援策の一環として、企業内保育所の導入が進められました。近年、企業内保育所を地域にも開放し、増加する待機児童の受入れ先として、有効活用する取組に注目が集まっております。本町にも、ゆめタウン等若い女性が働く職場が増えてきているが、町として、企業にどのような働きかけをしているか伺います。

次に、学校教育について伺います。最初にいじめ不登校問題について、全国の国

公私立の小中学校特別支援学校が、2015年度に把握したいじめは、22万4,540件で、前年度から3万6,468件増えて過去最多となっております。いじめは、小学校では15万1,190件、2万8,456件増で過去最多でした。中学校では5万9,422件、6,451件増、内容は全体の63.5%を占めた。冷やかしの悪口が最も多く、パソコンや携帯電話で誹謗中傷などは4.1%、現在の状況を見ると88.6%でいじめは解消し、1.9%が解消に向けて取組中であるとのこと。児童生徒が心身に大きな被害を受けるなど、いじめ防止対策推進法で規定されている重大事態は298校で313件、自殺した児童生徒で、いじめがあったのは9人でした。本町におけるいじめ件数は、昨年4月1日から9月30日までの報告として、小学校で93件、中学校で17件、合計110件。このうち、既に解消しているものが76件、一定の解消が図られたが支援を継続しているものが30件、解消に向けて取組中のものが4件とのことでした。いじめ解消に向けて、いじめに関するアンケート調査を実施し、いじめにつながる事案の早期発見と早期対応につなげているとのことでしたが、このアンケートをどのように生かしているのか伺います。また、10月から3月までの取組と本年度のいじめの現状と対策はどうなっているか伺います。

次に、不登校についてですが、先ほどと同じ文部科学省の問題行動調査で、30日以上欠席した不登校の小学生は、1,717人増の2万7,581人と最多を更新。中学生は1,395人増の9万8,428人とのことでした。不登校の要因は、家庭内の問題のほか、学校に関わるものでは、友人関係、学業不振が多い。不登校の日数別内訳では、小中学生の計12万6,009人のうち57.4%の7万2,324人は、欠席日数が90日以上、うち4,402人は出席日数がゼロだった。長期の不登校が続く児童生徒への対応が問われるとのことですが、本町においては、昨年度、小学校で学校を休みがちな子が11人、不登校児童生徒のための適応指導教室であるキャロツ子学級に通級している子4人、在宅不登校傾向にある子3人で合計18人。中学校では学校を休みがちな子が7人、キャロツ子学級に通級している子が10人、在宅不登校傾向にある子が11人で合計28人でした。この小中学校合わせて合計46人とのことでした。教育委員会として定期的に不登校児童生徒対応連絡協議会を開き、不登校の子供たちを全部把握し、情報確認をしているとのことでしたが、この在宅不登校の子供については、スクールカウンセラーの先生や町の青少年対策監が在宅不登校の子供たちの家庭と連絡をとりながらキャロツ子学

級や学校に行けるように取り組んでいくとのことでしたが、本年度の不登校の現状と、この在宅不登校の子供の対策はどうなっているのかお伺いしておきます。

次に、教師の負担軽減について伺います。上板中学校の教諭が3日、強制わいせつ容疑で逮捕された。また、石井町の高川原小学校の男子教諭が修学旅行中にデリバリーヘルスの女性従業員とトラブルを起こし、県教委から懲戒免職処分を受けるなど教師の不祥事が続いております。このことは、ストレスが一つの要因と思われる。教諭を対象とした教職員の勤務実態アンケート調査によると、平日の勤務時間9時間以内2%、12時間超32%、うち14時間以上が7%となっており、時間外も多く働いている状況となっております。勤務時間外の業務として、小学校では学校での役割に伴う業務、学年主任、生徒指導など授業の準備。中学校では部活動、クラブ活動、学校での役割に伴う業務などがあります。県教職団体連合会では、背景について考える力を育てる学習が求められる中、授業の準備などの負担が増大。国や県などに提出する報告書などが増加、深刻な状況であるが、教職員が健康な状態で子供と関わる時間を十分にとれるよう、事務的な仕事の見直しや増員をしてほしいとのことでもあります。この点、本町はどのように対応しているか伺っておきます。

次に、新規就農者の支援対策の実情と対策について、平成27年の3月議会の答弁として、平成24年に20歳代の男性、平成27年に40歳代の男性、10月には20歳代の男性を認定とのことでした。その後どうなっていますか。

新規就農者に対し、町が認定すると機械施設等の取得のための無利子融資や青年就農給付金の給付が受けられるとのことであったが、どうなっているか。また、今年度の新規就農者は何名いたか伺っておきます。町内の農家は、着実に高齢化しております。農業後継者においても、家族経営協定の締結により、人・農地プランに位置づけられると、機械、施設の導入時に低利融資や補助制度があるとのことではありますが、昨年度はこの制度を受けた人は何人いたか。申し込んでも審査が厳しくて融資や補助制度が受けられない人が多いと聞きますが、町独自の融資を考えてはどうか伺っておきます。

次に、特産品の充実とブランド化について、本町の春ニンジンについては、生産量、高品質ともに全国に知れわたっていますが、近年、競合産地との価格競争や根強い消費者の低価格志向等により、販売経過としては低価格が続いて、農家の収入減少になっています。また、白ネギ、冬わらべを地域の特産野菜として普及拡大を

図るとのことでしたが、その後の経過や今年度の取組はどうなったのか。藍住町の春ニンジン、全国的にもブランド化していますが、他の野菜のブランド化は、どのように、今後、取り組んでいくのか。宮崎県のマンゴー（太陽のタマゴ）は全国区になっています。また、兵庫県豊岡市は安心・安全な農産物のコウノトリ育むお米をブランド化しています。隣の鳴門市では減農薬によるエコファーマーの農家を募り、コウノトリ育むレンコン作りに取り組んでいます。

次に、6次産業化に向けた取組について。町内の企業が食用藍を生産し、直営レストランや各方面にも出荷を計画していると聞きます。また、レンコンに花粉症改善効果があるレンコンパウダー。すだち竹ちくわ等、近年健康志向で体にいいとされている商品が開発されております。この6次産業化について、本町ではどのように取り組んでいるか伺います。

最後に、ふるさと納税について、平成27年の3月議会において本町の過去5年間の実績を伺いました。平成22年度は0件、平成23年度は1件で5,000円、平成24年度0件、平成25年度9件で4万8,000円、平成26年度2月末までで8件4万円とのこと、藍住町は県内で2番目に寄付額が少ないとのことでした。平成27年度に策定予定の地方版総合戦略を検討していく中で協議していく。ふるさと納税は、出身地や応援したい自治体に寄付することで、都市部の住民の皆さんに藍住町を知っていただく手段として、また、藍住町の地場産業の発展に資する効果など総合的に検討を加える、とのことでしたが、どのように計画されたか、また、昨年度の納税額は幾らか伺っておきます。答弁により再問いたします。

○議長（森志郎君） 三木理事。

〔理事（福祉課長事務取扱） 三木慶則君登壇〕

◎理事（福祉課長事務取扱）（三木慶則君） 小川議員の子育て支援の充実についての質問に答弁いたします。

1点目の来年度の保育所入所申し込み状況と待機児童対策については、来年度の認可保育所の予定定員は、新設のニチイキッズあいずみ北保育園を含め584人となります。保育所の新規申し込みの第1次受付期間は、本日12月13日までとなっており、継続児の申し込みと合わせて、12月中には概数の把握ができますが、現時点では定員を超えるものと予測しています。さらに、12月14日以降も3月末に掛けて入所希望者の申請がありますので、4月の希望者全員の入所は厳しい状況と考えております。

待機児童の早期解消に向けて、当面は可能な範囲で定員を超える入所の受入れを行っていきたいと考えておりますが、引き続き認可保育所の定員拡大に努めてまいりたいと思います。

2点目の認可保育所との連携と立入調査についてですが、町内の各保育園とは日常的に連絡を密にしているところですが、町内の認可保育所は、会場の持ち回りで定期的に連絡会議を行っており、福祉課においても協議案件がある場合は、連絡会に参加しております。協議会において連携を図りながら各保育園の特色を生かしつつ、本町の保育の方向性についても共通理解の場を持っているところです。

立入調査関係については、例年、徳島県が現地での事務監査を行っており、本年度においても実施済みであります。なお、子育て新制度において、保育所の運営基準の実施状況について、市町村が確認するよう制度改正が図られたことから、現在、その方法について検討しているところです。

3点目の企業保育所については、待機児童に対する本町の対策としましては、先ほど申し上げましたとおり、認可保育所において定員の拡大を図る方向で進めております。企業保育所については、市町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や保育所の利用の際に、市町村の関与を必要としないこととなっており、施設整備費や保育所の運営費の助成については、公益財団法人児童育成協会が行っております。法的な取り扱いとしては、認可外保育所となり事業実施者は、県知事に届出を行った際に、市町村に対しても申請書の写しを送付することになっております。本町としましては、企業保育所が設置されたときには、連携し協力していきたいと考えています。以上、答弁とします。

○議長（森志郎君） 下竹教育次長。

〔教育次長 下竹啓三君登壇〕

◎教育次長（下竹啓三君） それでは、小川議員の学校教育についての御質問に御答弁申し上げます。

いじめ不登校の現状と対策については、まず、いじめについてですが、平成28年度上半期、4月1日から9月30日までの間のいじめの認知件数は、小学校で41件、中学校で56件、合計97件となっております。このうち、既に解消しているものが61件、一定の解消が図られたが支援を継続しているものが27件、解消に向けて取組中のものが9件となっております。認知件数について昨年度上半期と比較しますと、小学校で52件減少、中学校で39件増加、合計13件の減少となって

います。

いじめに対する対策としては、いじめはいつでもどこでも誰にも起こるという危機意識、いじめは絶対許さないという認識を全ての教員が持ち、日々の声掛けなどにより、児童生徒の小さな変化にも気付くことができるよう、「アンテナは高く、センサーは鋭く、行動は果敢に」を合言葉に取り組んでいるところです。

定期的な生活アンケートやQ Uテストを実施し、いじめにつながるような事案の早期発見、早期対応を心掛けており、全職員で情報を共有し、対応するよう努めております。

また、本町では、鳴門教育大学と連携して予防教育を実践しており、いじめの予防に努めています。本年度は小学校3年生から中学校1年生までの全クラスで予防教育を行っているところです。

次に、不登校児童生徒について、12月時点での状況ですが、小学校で学校を休みがちな子が5人、不登校児童生徒のための適応指導教室であるキャロツ子学級に通級している子が2人、在宅不登校傾向にある子が4人で、合計11人となっています。中学校では、学校を休みがちな子が7人、キャロツ子学級に通級している子が11人、在宅不登校傾向にある子が8人で、合計26人となっており、小中学校合わせて37人となっています。

学校に行くことのできない在宅不登校傾向にある児童生徒に対しては、学級担任が電話連絡や家庭訪問を行って状況の把握を図り、訪問・連絡日誌を作成して学校内の情報の共有化を図るとともに、教育委員会へも報告することとし、青少年対策監を含め、関係者が情報を共有し連携しながら、不登校の解消に努めるよう取組を行っています。

また、11月10日付けで、教育長名で「わが子の不登校解消に向けて御検討のお願い」と題した文書を、在宅不登校傾向にある児童生徒の保護者に送り、少しでも不登校状況が改善されるための具体策として、キャロツ子学級の活用やスクールカウンセラー・青少年対策監への相談などについて紹介しており、再度、12月中には保護者の意見や要望をお尋ねする手紙をお送りして、教育委員会としても関係者と協力しながら、不登校解消に向けて、なお一層、積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、教師の負担軽減について、どのように取り組んでいるかという御質問ですが、近年、学校現場においては、先に御答弁いたしました、いじめや不登校への対

応や、特別な支援の必要な児童生徒の増加など、抱える課題は複雑化、困難化をしており、また、保護者等からの要望への対応など、教師の負担は増大しているのが現状です。そのため、勤務時間内で業務を終えることができず、早朝から夜遅くまで勤務している状況にあり、政府の教育再生実行会議においても、教師の長時間労働に支えられている現状を変えなければ、教育の持続的な発展は困難であるとの認識の下、教育現場の教育力が低下することのないよう、学校教育の土台となる家庭や地域と学校が果たすべき役割の明確化と、家庭、地域の教育力の向上、教師の働き方や業務の在り方などについて、10月から議論を進めているところです。

本町の各小中学校においても、教員の1日の勤務時間は、11時間以上となっているのが常態化しており、仕事を家庭に持ち帰っている場合もあるようです。

管理職においては、日頃からの声掛けや面接をするなど、良好な人間関係の構築に努め、ストレスを発生させないように注意しているほか、心身に不調が見られる場合には、休暇を取得するなどして、早期回復に努めるよう指導しており、教師が一人で問題を抱え込まないように、チーム学校として対応するよう進めています。

また、中学校では、部活動の指導についても教師の負担が大きいと言われておりますが、ノ一部活動の日を設けるなど、負担軽減を図っているところです。以上、御答弁といたします。

○議長（森志郎君） 森経済産業課長。

〔経済産業課長 森美津子君登壇〕

◎経済産業課長（森美津子君） 小川議員さんの質問のうち、農業振興について答弁をさせていただきます。

まず、新規就農者の実情と今後の取組についてですが、本町では平成24年度に20歳代の男性1名、平成27年度には40歳代の男性1名、20歳代の男性1名の合計3名の方が新規就農されました。また、今現在30歳代の男性を認定予定として、事務手続きを進めているところです。

農業経営者となることに対する考え方、今後の経営計画等について、5年後に農業で生計が成り立つよう、目標を設定した青年等就農計画を作成し、提出していただきます。その際、必要と思われる場合には、関係者による面接を実施し、実現可能であると見込まれることを確認した後に、町が計画を認定しています。

認定後は、計画に基づき、機械の取得等に活用できる無利子資金や、青年就農給付金の給付を受けることができます。この給付金制度は、期間限定の所得補償であ

るため、計画目標が達成でき経営安定に結び付くように、鳴門藍住農業支援センターによる栽培技術の指導や、定期的に就農者と面談を行い、圃場確認等により現状把握に努めています。

新規就農者の確保につきましては、就農計画の該当者の計画には、新たな経営主体として自立することの事業の趣旨から、いろいろな条件がありますが、全面的に協力をさせていただきたいと考えております。

農業後継者につきましても、家族と経営協定の締結をすることにより、「人・農地プラン」に位置づけられますと、機械や施設の導入時に低利融資や補助制度の利用をしていただけます。そういったお問い合わせがあった場合には、制度の内容説明をさせていただくとともに、申請時には県との連携を密にし、補助金等がもらえるように努力してまいります。

また、自立経営農業振興会会員の方には、町独自の利子補給制度を利用させていただいています。現在、自立経営農業振興会、新作物研究会、あととり会があり、それぞれに活発に活動をされ、各会での栽培講習会やネットワークづくりにより、栽培方法、経営方法等のノウハウを伝授することによって、新規就農者、農業後継者の技術の向上に意欲的に取り組まれております。町としましても、関係機関と連携しながら継続的に支援を続けてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、特産品の充実とブランド化についてですが、本町の春ニンジンにつきましては、全国的にも生産量、品質ともに高評価を頂いております。長年にわたり、安定した収益を上げてまいりましたが、近年、産地間の価格競争の激化や天候不良等により、低価格販売が続き、生産農家の皆さんが御苦労をされております。農家、販売業者へ有利販売に向けてお願いをしております。

春ニンジンのほかにも、レンコン、カリフラワー、シロウリなどの作物がありますが、作付面積は多いものの、町単独でのブランド化は難しいと思われれます。鳴門藍住農業支援センターや板野郡農協等に働きかけ、広域でのブランド化に向けて支援をしていきたいと考えております。

新作物研究会を主体として、7軒の農家で栽培しています白ネギ「ふゆわらべ」ですが、藍住の藍に、人を愛するの愛を当てた「愛住ねぎ」のネーミングで販売を行っています。「愛住」につきましては、今年商標登録を行いましたので、「愛住ねぎ」だけでなく、新しい野菜のネーミングにも使用するなど、あいすむまの愛情いっぱい育てた新ブランド野菜として、PRについても支援していきたいと考

えております。

また、同会が時代のニーズに対応したミニ野菜やズッキーニ、新種のナスなどの栽培にも取り組まれております。町としましても、ふるさと納税の返礼品として使用するほか、農家の紹介や学校給食への利用など、販路の拡大に支援をしてまいりますので御理解をお願いいたします。

次に、農業6次産業化に向けた対策についてですが、現在、町内数軒の農家で、6次産業化に取り組まれドレッシングや切り干し大根など、既に商品化を行い販売を行っている農家があります。今年4月に、産地と外食・中食・加工業者等が連携し、春ニンジン为原料とした商品開発や推進を行うため、「藍住町にんじん需要拡大協議会」を設立しました。協議会の構成員としては、外食・中食業者、加工業者、行政機関、商工団体、生産団体、大学等の研究機関からなっています。

協議会の活動として、春ニンジンを使った、にんじんパウダー、にんじんチップを町内の小中学生に配布し、それらを使った料理レシピを募集いたしました。

また、町内の製麺所、菓子製造者、料理店にも提供し、うどん、焼き菓子、ジェラートなどの新商品の開発に取り組んでいただきました。その新商品につきまして、8月の第11回アグリフードEXPO東京2016、10月の藍住町農業振興祭で試食をしていただいております。その時のアンケート結果では、普通、良い等の好評価を頂いておりますが、商品化については、町、国、県、関係機関、加工業者等で協議を重ねておりますので、支援をしていきたいと考えております。

にんじんパウダーについては、徳島大学に依頼し、成分検査をしていただいております。抗酸化作用のあるβカロテンの含有量が、生ニンジンより高いと聞いておりますので、成分分析表を表示することなどにより、有利販売につながるよう支援を続けてまいりますので御理解をお願いいたします。

また、今年2月、奥野に食用藍のフルコース料理を提供するレストランがオープンしました。料理はもちろん、店内を野菜で飾り付けた結婚式、披露宴が行われ、新作物研究会会員が栽培した作物が使用されております。町外からの集客が考えられますので、町の活性化に結び付くように支援していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 柿内企画政策課長。

〔企画政策課長 柿内直子君登壇〕

◎企画政策課長（柿内直子君） 小川議員の御質問のうち、ふるさと納税について

答弁させていただきます。

ふるさと納税の現在の状況は、本年度、今日現在で16件で17万円、平成27年度は5件で92万円、平成26年度は10件で5万円となっております。藍住町のふるさと納税は、返礼品競争が過熱する中で、人気のあるお肉やお酒などの特産物がなく、伸び悩んでおりますが、本年10月に、ふるさと納税のサイト・ふるさとチョイスへの掲載や返礼品のリニューアル、また、使い道を納税者の方に決めていただくことを取り入れまして、少しずつではありますが、増えていく傾向になっております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 小川幸英君。

〔3番 小川幸英君登壇〕

●3番議員（小川幸英君） 答弁を頂きましたので、再問いたします。

子育て支援については、来年度の定員が584人で、定員を超える見込みというような報告がありました。待機児童が出るというようなことですが、これ以前に、ほかの団体も新しい保育所の設立を考えているところがあるということでしたが、これは、どうなりましたか伺っておきます。

いじめ・不登校の現状と対策について、いじめは小中合わせて13件減、不登校は小中合わせて9名減というような報告を受けました。教育委員会として、きめ細かな対策をしているとのことでしたが、やはり、なかなか減りません。

12月7日に不登校の子供を国が支援するという事で、教育機会確保法が成立されました。この法律は、不登校の児童生徒は、学校を相当の期間欠席しており、集団生活に関する心理的負担などで、就学が困難な状況と提起した上で、休養が必要だと指摘、国や自治体に児童生徒の状況の継続的な把握のほか、学校や支援施設的环境整備も求めています。

本町においても、学校や支援施設的环境整備は必要と思います。現在、キャロツ子学級では、正規の教室がなく、女性センターや東中富の旧憩の家を使用しています。これを含めて、不登校の子供たちの支援は、今後どうするのか、再度伺っておきます。

次に、ふるさと納税について答弁がありました。昨年度の納税額が16件で17万円と、取組の成果があり少し増えてきております。ふるさと納税は、徳島県が最下位に近いとの報告がありました。ふるさと納税実績ランキングで、平成26年度4月1日から3月31日までですが、1位が長崎県平戸市で、寄付件数3万6,06

7件で、金額は14億6,259万6,582円、2位が佐賀県の玄海町で、4万9,778件で、寄付額が10億6,662万9,652円、3位は北海道上士幌町、5万3,783件で、9億5,716万8,617円、4位宮崎県綾町、5位が山形県の天童市、6位島根県の浜田市、7位長野県の飯山市、8位が佐賀県の小城市となっております。また、四国内では31位に高知県の奈半利町が、これが1万5,557件で2億2,810万7,671円、45位に愛媛県今治市が5,112件で、1億7,239万8,277円となっております。また、徳島市では、今年、寄付者への返礼品を33種類から150種類以上に増やし、寄付は8月末時点で601件、776万9,000円と前年度同期と比べ、件数で4倍、金額は3倍になっているとのことです。このように、どの市町村でも、全国の人に自分の市町村を知ってもらうために、日夜努力していることが分かり、全国のベスト8は、その成果だと思います。

本町においても、オリンピックエンブレムに採用された藍や、リオオリンピックで活躍し、金メダルを取った松友美佐紀選手の出身地であります。藍や松友選手の出身地という利を生かして、ふるさと納税が増えるような策を早急に検討すべきと思いますが、いかがでしょうか、答弁により再々問いたします。

○議長（森志郎君） 三木理事。

〔理事（福祉課長事務取扱） 三木慶則君登壇〕

◎理事（福祉課長事務取扱）（三木慶則君） 小川議員の子育て支援の充実についての再問に答弁いたします。

認可保育所の新規開設については、早期に開設する方向で進めていただいているところですが、現在のところ具体化いたしておりません。また、具体化したときには、報告させていただきたいと思います。

○議長（森志郎君） 下竹教育次長。

〔教育次長 下竹啓三君登壇〕

◎教育次長（下竹啓三君） それでは、小川議員の再問に御答弁申し上げます。

不登校児童生徒についてですけれども、不登校に至る原因というのは、それぞれ個別に違う事情がございます。それで、不登校傾向が続きますと、議員御指摘のとおり、学校での集団生活に対して不安があると、溶け込めないというような状況も出てきます。学校においては、そういう児童生徒が登校してきた場合には、保健室での少人数での学習であるとか、そういう形での取組を行っているところです。

現在、施設整備ということで、キャロツ子学級につきましては、女性センターと

中富の老人憩の家ということで、併用して行っておりますけれども、今の状況では、このまましばらくは、続けていかざるを得ないかな、というふうに考えておりますが、適当な施設設備がございましたら、また、そちらのほうも検討させていただきたいと考えております。以上、御答弁といたします。

○議長（森志郎君） 柿内企画政策課長。

〔企画政策課長 柿内直子君登壇〕

◎企画政策課長（柿内直子君） 小川議員の再質問に対して、御答弁させていただきます。

まず、松友美佐紀さんを絡めて、ふるさと納税の宣伝広告をしてはどうかとの御提案でございますが、松友美佐紀さんのお名前や写真を使用することは、所属されている日本ユニシスの許可が必要で、先に行いました凱旋パレード、パブリックビューイング等でも、写真の撮影や垂れ幕の作成時に、その都度、日本ユニシスの許可を頂いております。

また、オリンピックに関する選手の肖像を使用した宣伝広告については、日本オリンピック委員会と契約を結ぶ必要もあり、現役のアマチュア選手であるので、アマチュア規定の抵触についても危惧するところでもあります。以上のことから、宣伝広告に松友美佐紀さんのお名前や写真を登用することは、難しいと判断しております。

ふるさと納税の今後の取組についてでございますが、本来のふるさと納税の意義から、大きく逸脱することなく、本年度も行いましたが、藍製品の追加と返礼品のリニューアル等を行うほか、寄付金を財源として実施する事業を企画しまして、ふるさと納税をされた方が、まちづくりに貢献している、という満足感を持っていただけるような仕組みを計画してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 小川幸英君。

●3番議員（小川幸英君） いじめ・不登校問題について、キャロツ子学級の教室について、現状のとおりで、ということでありましたが、やはり、これは、各市町村でも、わざわざその子供たちのために、教室を開いたりしているところもございます。藍住町も子育て支援に力を入れておりますので、早急に教室を作っていただきたいと思っております。

ふるさと納税について、答弁を頂きました。松友選手は商標があり使えない、というようなことでありましたが、やはりいろいろ、これも模索しながら、もし、ユ

ニシスの許可があれば、松友美佐紀選手の小さい時に食べたお米とか、野菜とかを使った地域おこしをしたらと思います。

2016年の世相を一字で表す今年の漢字が、昨日、金に決まりました。本町では、来年度、ふるさと納税に企画して、徳島県で金メダルを取って、1位になるような取組をしてほしいと思います。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（森志郎君） 次に、9番議員、西岡恵子君の一般質問を許可いたします。
西岡恵子君。

〔9番 西岡恵子君登壇〕

●9番議員（西岡恵子君） 議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を始めます。理事者は簡潔、明瞭な答弁をお願いいたします。

それでは通告書の質問事項、教育、福祉、環境、その他について行います。

まず、教育事項の児童生徒の学習状況について、先月、11月下旬、国際教育到達度評価学会（IEA）が実施した、国際数学・理科教育動向調査（TIMSS）、これは、日本の小学4年生と中学2年生を含む50の国や地域の算数、数学、理科の基礎的な知識を国際的な尺度によって測定し、児童生徒の学習環境等との関係を明らかにするために実施する国際学力調査とのことですが、日本の小中学生の平均点と順位が高くなったと公表されました。さらに、先週12月6日には、経済協力開発機構（OECD）による72か国、地域の15歳、約54万人、日本では高校1年生が参加した「生徒の学習到達度調査」（PISA）があり、科学的、数学的応用力が順位を上げ、一方、文章や資料などから情報を読み取り分析、論理立てて自分の考えを記述する読解力は前回よりも下がった、との結果発表がありました。これらを踏まえ、本町の児童生徒の学力も向上しているのでは、また、共通するテーマがあるのでは、と思われませんがいかがでしょうか。

関連して、全国学習状況調査、児童生徒への生活や学習についてのアンケート調査を実施され、その結果をまとめ発表されていますが、この調査から見えてくる本町の取り組むべき課題についてお尋ねします。

次に、福祉事項、高齢化対策について、質問いたします。今年は2016年、4年後の2020年には東京でオリンピック、パラリンピック開催と、そこに向けての準備、明るいニュースが日々報道されていますが、一方、オリンピックの5年後の2025年、10年後の2030年の日本における超高齢化問題に対し、そこ

を見据えた高齢化対策が今から必要と言われております。本年10月に総務省が発表した平成27年国勢調査による日本総人口の確定値は、1億2,709万4,745人、大正9(1920)年に始まった国勢調査で、初めて総人口が前回結果を下回り、右肩上がりで増えてきた日本の人口は、今後、減少の一途と推計されています。2025年、国においては、団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上の超高齢化社会を迎えると予測されています。

本町においては、2025年、平成37年の人口を3万6,000人と人口増を目指しています。しかし、本町においても高齢化は進み3.6人に1人が65歳以上、2015年7,000人の高齢者人口は2025年には9,000人に増加と予想されております。

これらの予測数値を基に、2025年の本町での推測される高齢者の具体的実態についてお尋ねします。例えば高齢者世帯、また、高齢者の単身世帯、認知症の発症件数、要支援・要介護者数、関連して、町内で入所できる施設及び特別養護老人ホームなどの人数、町全体がどのような状況になるのか、町民が想像できる形でお答えください。

続いて、環境事項、空き家対策について、質問をいたします。11月下旬、徳島新聞の1面で「空き家実態把握 道半ば」の見出し、「災害時 倒壊のおそれ、放置対策が急務、調査済み14市町村、本町は空き家状況調査中」と掲載されておりました。

空き家対策については、2013年の6月議会において一般質問しており、この時は、防災・減災面、地域的美観や生活安全上の点から早急な対策をお願いしたところでした。その時点では、「空き家は私有財産であり、町が法的に撤去を行う権限はないため所有者を調査し、適切な管理を促していく。自主的な管理をお願いしている。他の市町村の取組を調査し対策を検討していく。」と答弁がありました。

その後の取組については、把握できていませんが、本年度当初予算にて、空き家等実態調査業務委託料として453万6,000円計上、11月の広報あいずみによると、現在、町内において、空き家の実態を株式会社ウエスコに業者委託し、平成29年1月31までの期間で現地調査をしているようですが、これまで町が行っていた調査との相違点、また、現在どのような調査を実施しているのでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に、その他の事項、藍住町総合戦略、観光交流資源魅力化プロジェクトについて、質問いたします。

東京五輪の公式エンブレムにインディゴが採用され、日本の伝統文化・藍染めに注目が集まっています。本町においても、このタイミングをチャンスとして、藍の魅力を発信「藍の町あいずみ」の事業を展開、その第一弾として、今月4日、町民シアターにて「インディゴコレクション2016」と題して、藍染めを身近に感じてもらうためにと、ファッションショーが藍住町の主催で初めて開催されました。

このイベントは、自分で藍染めし、自分で作った藍染作品、衣装や髪飾りなどの小物を身に付けてモデルとなって、ランウェイをするショーで、私も午後の部を見せていただき、高校生や大学生の斬新なアイデア、デザインの作品に驚きました。幼稚園・小中学生が出演した午前の部は大盛況、立ち見ができるほどだったと伺いました。子供たちや若者たちが、藍に親しんでもらいたいとの趣旨目的は達成できたのでは、との感想でございます。本町にとって画期的なイベントだと感じました。この事業の経緯、今後の取組についてお尋ねします。以上、答弁により再問をさせていただきます。

○議長（森志郎君） 和田教育長。

〔教育長 和田哲雄君登壇〕

◎和田教育長（和田哲雄君） 西岡議員さんの藍住町の児童生徒の学力並びに学習状況に関する御質問について、答弁申し上げます。

そもそも、学力といえは、世間では、学校の教科やテストの成績のことを念頭に浮かべますが、それは狭い意味の学力です。真の意味での学力とは、応用力や適応力、コミュニケーション能力や人間関係構築力、更には、問題解決能力、洞察力、創造性をも含んだものであると考えています。

藍住町教育委員会としては、子供たちには、こういった「真の意味での学力」を有する人に育ててほしいと願っています。

この人生を貫く「真の意味での学力」を身に付けるためには、まず、基盤づくりから始める必要があります。しっかりとした基盤づくりとは、良き生活習慣、挨拶などの社会性、規範意識、自己肯定感、人への思いやり、根気、といった大切な徳目を確実に身に付けていくことを意味します。

基盤づくりを含めた真の意味での学力を、子供たちが身に付けていくためには、学校だけではなく、家庭や地域とも連携し、町を挙げて、教育協働作業として進め

ていくことが肝要であります。

藍住町教育委員会としては、学校や地域に呼び掛ける手段として、教育委員会日より、学力と家庭教育についての特集、徳島新聞専売所との連携などを実践しています。「教育委員会日より」は、毎月15日に本町のホームページに掲載し、現在、第81号まで編集しています。「学力と家庭教育」についての特集は、不定期刊行物ですが、平成27年度から始め、小中学校の保護者に配布しています。直近では、第7回目を12月8日に発行し、本町のホームページにも掲載しています。

徳島新聞専売所との連携につきましては、毎月1日に各家庭に新聞の折り込みチラシとして配布される「学校別の行事カレンダー」の裏面を活用させていただき、子供たちの活躍や教育関連記事を掲載することにより、一般町民が少しでも、学校や教育に関心を持っていただくためのツールとさせていただいています。これは、徳島新聞専売所さんの御厚意により、この6月から開始となりました。

以上、学校・家庭・地域が連携して、教育協働作業を行うため、教育委員会として実践している呼び掛けの一端を御説明いたしました。とはいえ、教育委員会としても、決して、先ほど申し上げました「狭い意味での学力」について、軽視しているわけではありません。

平成26年秋に「藍住町学力向上連絡協議会」を立ち上げ、月1回開催しています。児童生徒にとって分かりやすく、集中しやすい授業の進め方、教師力の向上などについて、町内小中学校と教育委員会で連携しながら、研さんと実践を深めているところです。

次に、全国学習状況調査や藍住町独自のアンケートを通じた、藍住町の児童生徒の課題を申し上げます。

従来からの課題であった自己肯定感や規範意識の低さについては、ここ何年かで大幅に改善、向上されました。現今の課題としては、本町中学生の携帯・スマホの使用時間が以前より減ってはいるものの、全国平均よりは、まだ多いという点が挙げられます。携帯・スマホの依存脱却をはじめとする、子供たちの生活習慣の改善が大きな課題となっています。

子供たちに「真の意味での学力」を身に付けてもらうためには、家庭や地域と連携して、子供たちの人生を貫く、しっかりとした基盤づくりを実践すると同時に、学校においては、分かりやすく、子供たちが集中しやすい質の高い授業をすることが必要であります。

藍住町教育委員会としても、子供たちの真の意味での学力を高めるべく学校、家庭、地域の綿密な教育協働作業を通じて図っていききたいと、今後とも一層努力してまいり所存でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 三木理事。

〔三木理事（福祉課長事務取扱）、西岡議員に質問内容を確認する〕

○議長（森志郎君） 小休いたします。

午後 2 時 8 分小休

午後 2 時 3 2 分再開

○議長（森志郎君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

西岡恵子君に申し上げます。発言が通告した質問の事項の範囲外でありますので、注意をいたします。以後、資料が必要な場合は通告をしてください。（西岡議員、うなづく）

三木理事。

〔理事（福祉課長事務取扱） 三木慶則君登壇〕

◎理事（福祉課長事務取扱）（三木慶則君） 西岡議員の高齢化対策について答弁いたします。

平成 27 年に実施された国勢調査の結果では、全国の 65 歳以上の高齢者人口は 3,342 万人で過去最高となり、高齢者の割合は全国で 26.7%、徳島県では 31.2%と高齢化が急速に進んでおります。本町におきましても、平成 28 年 1 月末の 65 歳以上の人口は約 7,900 人で、平成 37 年には 9,000 人になると予想されており例外ではありません。

ただいまの質問の中で、西岡議員から計数的な点についても質問がございましたので、その点で、今現在の数値が主なものとなりますが、調べた範囲内で答弁させていただきます。現在、介護認定を受けております要介護要支援者は 1,553 名で、うち認知症に該当される方が 877 名で、そういった方の入所の施設につきましては、特別養護老人ホームが、現在、定員 60 人で、来年度中に 29 人増えまして、89 人になるという予定でございます。認知症の方が入所されるグループホームにつきましては 8 か所、144 名となっております。

こうした中、国においては、社会保障と税の一体改革による社会保障の充実・安定化を進めているところです。本町としましても、藍住町第 5 次総合計画において、高齢者福祉・介護の充実として、本町のめざす姿を「高齢者が地域でいきいきと安

心して暮らしている」とし、その基本方針は、「高齢者が介護予防や生きがいに自ら積極的に取り組むとともに、要介護状態になっても安心して地域で暮らしていけるよう、福祉・介護サービスを充実させるとともに、地域の支えあう力を向上させていきます。」と掲げています。

また、保健・医療の充実では、めざす姿を「すべての住民が自身の健康に関心を持ち、適切に健康管理を行っている」としています。

これらの目標を達成するための具体的な施策としましては、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の安定的な事業運営に努め、介護予防の推進、老人憩の家などの拠点を活用した高齢者の生きがいの促進、地域包括ケアの推進、介護サービスの充実など、着実に推進していくとともに、社会福祉協議会の地区協議会、老人クラブ、自治会、民生委員などと連携し、地域における交流を進め、地域が支え合いながら、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えています。以上、答弁といたします。

○議長（森志郎君） 石川生活環境課長。

〔生活環境課長 石川洋至君登壇〕

◎生活環境課長（石川洋至君） それでは私のほうから西岡議員さんの御質問の中で、空き家対策の進捗状況について御答弁させていただきます。

適切な管理が行われなまま放置されている状態の空き家は、防災・防犯・安全・環境・景観保全等の問題で、住民生活に悪影響を及ぼすことがあることから、平成27年5月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

本町におきましても、空き家対策について取組を始めたばかりですが、現在、空き家についての実態を把握するために、今回は、町内の全戸調査を行っているところでございます。今後、全戸調査の結果に基づきまして、対策を進めていきたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（森志郎君） 柿内企画政策課長。

〔企画政策課長 柿内直子君登壇〕

◎企画政策課長（柿内直子君） 西岡議員の御質問のうち、「インディゴコレクション2016」の反響と成果について、御答弁させていただきます。

まず、反響についてですが、見に来られた方には大変好評で、「藍染めのイメージが変わりました」、「あの服、欲しい」、「最後のあのドレス、結婚式に使える

んでないですか」などの声を聞かせていただきました。モデルになった子供たちや御家族の方からは、「ドキドキしたけど楽しかった」、「思い出になりました。ありがとうございます」、「もっと、ランウェイしたかった」との言葉を頂いております。

また、「インディゴコレクション2016」に併せて、11月19日に開催した藍染めの小物作りのワークショップは、予想を大きく上回る110人の方の参加となり、たくさんの方に長時間待ついただき、御迷惑をお掛けしましたが、うれしい誤算となりました。

ただ一方で、「知らなかった」、「見に行きたかったのに」との声も頂き、告知の方法等、課題も見つかりました。成果は、との御質問ですが、多くの人に藍の魅力を知ってもらうこと、そして、藍を身近に感じていただくことは、こうした事業を継続的に行い、事業の知名度を上げ、より多くの人に関心を持っていただくことが必要だと思っております。来年度は、できるだけ早く事業計画を策定し、特に要望のあるワークショップを定期的で開催し、その集大成としてのコレクションを開催したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 西岡恵子君。

〔9番 西岡恵子君登壇〕

●9番議員（西岡恵子君） 御答弁を頂きました。ただいまより、さらに質問をいたします。

児童生徒の学習状況について、学力はその基盤づくり、真の意味での学力向上が大切、御答弁のとおりでございます。本町教育においては、平成26年「藍住町学力向上連絡協議会」が設置されたり、本町独自の、始業式を早めて授業時間を確保していること、各学校では、学力向上実行プランを立て、それぞれ研究テーマを掲げ日々努力されていることなど、向上していると思われま。

更なる真の意味での向上を目指すためには、子供たち一人一人の個性が活かされる対応、本町の課題克服も必要と考えます。今後の取組についてお尋ねをいたします。

次に、福祉事項、高齢化対策について再問をいたします。お答えを頂き、厳しい高齢化の現実があることが分かりました。では、どうしたら健康寿命を延ばし、町民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるのか、その具体的対策が必要でございます。

先ほど、御答弁の中でも、高齢者がいきいきと暮らせる、そのためには、介護予

防、福祉介護サービス利用、そして、全ての住民が健康に関心を持って介護予防の取組をしていく等々の御答弁も頂きました。2014年12月から2015年2月に掛けて、住民と中学2年生を対象に住民アンケート調査をしています。これによると、住民は、安心・安全な町、保健・福祉・医療サービスの充実したまちづくりを望み、道路・公園などの都市基盤整備が必要とし、そして、高齢化の進行に向けて力を入れるべきことについての問いに対しては、特別養護老人ホームなどの入所・生活施設の充実を約34%の方が望んでいます。

次いで、要介護状態になることを予防する取組の充実、道路や公共施設のバリアフリー化をそれぞれ28.2%、26.3%と約30%弱の方が望んでいます。特別養護老人ホームの入所については、利用料の安さ、長期入所が可能、入所したら退所しなくて、終末までいることも可能ということから、これからも入所希望者が多くなることを予測いたします。先ほどの御答弁で、現在、今年度末の入所定員は60と、新たな29人、89人と言われました。しかし、これからの高齢化対策においては、入所希望者が特別養護老人ホームへかなりな人が希望するのではないかと考えられます。その対応について、どのようにお考えか、御答弁をお願いいたします。さらに、最近では高齢者の交通事故の増加に伴い自動車運転免許証の返納も言われています。高齢者の交通手段の確保も必要だと考えます。

これらを踏まえ、今後の高齢化対策の具体的取組について、後一步踏み込んだお答えをお願いいたします。

環境事項について、御答弁を頂きました。空き家対策について再問をいたします。現在、行われている実態調査が、来年1月31日で終了いたします。その後、調査した資料を基に確認した空き家についてどのように対処されるのか、個々戸別対応や空き家対策特別措置法への住民の周知、理解も必要と考えられます。これらの取組についてお尋ねをいたします。

最後に、その他の事項について質問をいたします。反響については大変好評だった。子供たち家族からも良い評価を得た、ということの御答弁がありました。しかし、課題も、もう少し告知をしておいたら、そういうことも答弁を頂きました。さらに、観光交流資源魅力化プロジェクトを進めるために、藍の魅力発信プロジェクト検討委員会の立ち上げも検討されているようですが、いつ頃、どのような形での設置になるのでしょうか。この事業推進において、今回のようなイベントの定期的開催は必要と思います。それに伴い、継続した藍染体験教室を開き、多くの住民に

藍染めを知ってもらうことも大切ではと考えます。さらに、姉妹都市の河北町を参考にすると、紅花資料館を中心として紅花の体験染めができる、紅花工房くれない、ほかの施設が周辺にあり、紅花の畑が8か所点在しています。本町も、藍の館周辺に藍を育てる畑が必要と思います。

この件については、総合計画において、藍の館は、貴重な文化財・歴史的民族資料館を保存、学術利用、生涯学習などで活用するとともに藍染体験を通じ、将来的には藍の栽培から製品作りまで町内で行える仕組みづくりを進めるとあります。

すくも作りは大変としても、藍の栽培は早急に取り組むことが必要と考えます。生葉染めや乾燥葉での藍染体験は、藍の魅力発信にもつながると考えます。これらの取組についてお尋ねをいたします。

○議長（森志郎君） 和田教育長。

〔教育長 和田哲雄君登壇〕

◎教育長（和田哲雄君） 西岡議員さんから、大変難しい再問を頂きました。

一人一人の個性が活かされる教育の実現に向けて、藍住町教育委員会として、いかに進むべきかと、これは正直言いまして永遠の課題でございます。大変難しい質問でございます。私は、例えば、科学者が言うておりますが、雪、ひらひら落ちてくる雪でございますが、六角形という基本は一緒です。これも、こういうきれいな六角形もあれば、六つに伸びた六角形もございます。ですけれども、一つとして同じ雪の結晶はないと、自然界ですらそうだと、まして、人間は、千差万別、世界に一つだけの花という歌がはやりましたけども、本当に個性あふれております。子供たちのその個性をどうやって開花させていくのかと、正に教育の根本的な使命についての御質問であると、私は認識いたしました。

これは非常に難しいのですが、私は常々、自分づくりは山づくりに似ているというふうに言うております。富士山という山は、固い土台の上に、そして広い裾野上に、初めて富士山という高い山が成り立っています。こんな棒みたいな山はございません。ぐずぐずした土台の上に山はありません。したがって、自分づくりは山づくりと一緒に、高い山をつくらうと思ったら、つまり、自分らしい自分を生かそうと思ったら、しっかりとした土台をつくり、そして、広い裾野をつくると、これは小学校で言ったら算数でも国語でも理科でも社会でも何でも好きと、更に言えば、小学校の教科以外いろんなことに興味、関心を示すという、その態度を養うということが、広い裾野づくりだと思います。その上で自分が一体どういうものに向いて

いるか分からないのですが、それをしているときに、あるとき自分の頂点はこう極めるべきだということが、二十歳過ぎて分かるかもしれませんし、松友美佐紀選手みたいに、早くして分かるかもしれません。ですけれども、固い地盤と広い裾野づくり、そして、その結果として自分らしい山づくりが、すなわち自己実現、自分形成ができるのだらうと思います。そのためには、先ほどの話の繰り返しになりますけれども、家庭、地域、学校がしっかり連携して、町を挙げての教育協働作業、もう、これしかないなと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 三木理事。

〔理事（福祉課長事務取扱） 三木慶則君登壇〕

◎理事（福祉課長事務取扱）（三木慶則君） 西岡議員の高齢者対策についての再問に答弁させていただきます。

高齢者が、地域において健康でいきいきと自立した生活を送るためには、継続的な健康づくり、介護予防を推進することが必要になります。

また、介護や支援が必要になっても、高齢者が安全で安心して生活できるよう、生活上の自立支援や地域において支え合う体制づくりが重要になります。

具体的には、藍翠苑、老人憩の家などの拠点を活用し、高齢者の生きがいをづくりを推進していきます。「自分の健康は自分で作る」の理念の下、多様な健康増進事業の推進、軽スポーツや認知症予防のための脳トレーニングなど、介護予防事業の推進などを通じて、いつまでも元気で自立して、地域で住み続けられる社会を構築していきたいと考えています。

また、免許証返納における公共交通等のそういった問題ですが、その点に関しては、様々な角度から検討する必要があると思いますので、そういったことで、今後検討を重ねてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 森健康推進課長。

〔健康推進課長 森伸二君〕

◎健康推進課長（森伸二君） それでは、私のほうから西岡議員さんの再問の中で、特別養護老人ホームの関係について、お答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの三木理事の答弁の中でも申し上げましたように、平成29年度末での定員は、二つの施設を合わせて89名となります。平成30年度以降の施設整備につきましては、第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の中で検討したいと考えています。

また、特に高齢者の抱える大きな問題である認知症の関係についてですが、65歳以上の4人に1人以上が、認知症又はその予備軍と言われており、平成28年10月末では、要支援・要介護認定者1,553名のうち877名が、認知症の判定を受けています。認知症の方への対策については、特別養護老人ホームやグループホームなどの施設での対応だけでなく、厚生労働省では、認知症初期集中支援事業を認知症施策推進総合戦略の中心的な施策に位置づけており、医療・介護の専門職が認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問した上で、必要な医療や介護の導入、家族支援などの初期対応を集中的に行い、自立した生活のサポートを行うことを目的に、認知症初期集中支援チームを平成30年度中には、全ての市町村に設置することとしています。このことから、本町においても、支援チームの設置に向けた準備作業に取り組んでいるところです。

また、認知症初期集中支援チーム設置のほか、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と情報を共有し、お互いの理解を深めるための認知症カフェも平成27年度に、町内2か所のグループホームに設置されましたので、連携を図っているところです。町としましては、これらの施策を推進しながら、これからの高齢化社会に対応していきたいと考えていますので、御理解いただきたいと思います。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 石川生活環境課長。

〔生活環境課長 石川洋至君登壇〕

◎生活環境課長（石川洋至君） それでは、西岡議員さんの再問の中で、空き家対策の具体的な取組につきまして、御答弁をさせていただきます。

空き家対策の今後の取組といたしましては、まず「空き家等対策協議会」を設置しまして、先ほど、御答弁させていただきました、実態調査の結果に基づきまして、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するための「空き家等対策計画」を作成いたします。その後、計画に基づきまして、空き家対策の事業を実施していきたいと考えておりますので、以上、御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（森志郎君） 柿内企画政策課長。

〔企画政策課長 柿内直子君登壇〕

◎企画政策課長（柿内直子君） 西岡議員の再問のうち、今後の藍の魅力発信事業について答弁させていただきます。

9月1日に関係課で構成する藍の魅力発信プロジェクト推進会議を設置いたしました。今後は、推進会議で総合戦略に沿った事業計画を策定して、実施してまいりたいと考えております。

次に、藍の栽培についてでございますが、西岡議員御指摘のとおり、かつて藍で栄えた町の藍住町でありながら、今現在、町内で藍は栽培されておられません。協力していただけたような団体や、農業者の方に声を掛けておりますが、ニンジンと比べると手間が掛かり、採算がとれないため、今のところ、栽培していただける方はおられません。少なくとも、藍の栽培が町内で見られるよう、支援策も含めて検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 西岡恵子君。

●9番議員（西岡恵子君） 教育事項におきましては、先生の御答弁のとおり、常に子供たち一人一人の個性を大切に、その個性も非常に一人一人が違う、それが個性であります。今日よりも明日、今日よりも明日と、向上を目指していただけるような教育体制、あるいは環境づくりをお願いしておきたいと思っております。

福祉事項におきましては、若者世代と高齢者が共に助け合い、高齢者が生きがいを持って地域で安心して暮らせる対策、是非に進めていただきたいをお願いをしておきます。

それから、空き家対策については、法律もありますので、それに準じて、周知、理解をしていただくように、住民との連携もよろしく願いをいたします。

また、災害時、倒壊の危険性の高い空き家については、早急に取り組むようお願いをしておきます。

藍の魅力発信については、今後も是非、先だって行われたようなイベントの開催、そして、今、課長も言われましたけれども、藍住町に来て藍染めの体験をした、じゃあ、藍ってどんなものだろうっていうときに、どこか近くに藍の栽培をしている所、是非に協力者が出てくるように、お願いをしておきたいと思っております。以上で、私の質問を終わります。

○議長（森志郎君） 次に、10番議員、西川良夫君の一般質問を許可いたします。
西川良夫君。

〔10番 西川良夫君登壇〕

●10番議員（西川良夫君） 議長の指示により一般質問を行います。

それでは、社会資本整備事業に関する課題についてであります。2011年に起こった大震災の復興事業や、東京五輪の決定により、建設業界の需要が上昇していることは、業界の成長として大変好ましい傾向ですが、それに伴い、建設業界は深刻な人手不足が続いており、特に、技術者、技能者の不足が深刻で、震災の復興事業は予定よりも進捗が遅れているとのことでもあります。

また、建設業界に就職する若者は減少が続いており、2020年までに、合計で15万人の労働力が不足すると予想され、建設労働需給調査の今後の予想でも、2017年1月の見通しは困難が増加しております。建設業界は長期間にわたって市場が縮小し、その間、各社は熾烈なダンピング競争を繰り広げた結果、そのしわ寄せが末端の労働者に集中したと言われております。

社会資本整備事業として、本町でも、防災対策や橋梁の長寿命化、上下水道事業や公共施設の更新など、長期にわたる事業が継続しておりますが、建設業界の安定した経営により、若者にも魅力的な職業として人材確保につながるような、取組も必要ではないかと思っております。10月に徳島県建設業協会とのヒヤリングを行いました。そこではいろいろな意見が出てまいりました。公共工事の完成時期は、年度末に集中する傾向が強く、着工時期の違いはあっても、年度末においては繁忙期になるので、技術者を含めた建設現場労働者の工面や資金繰りなど、企業負担が大きくなっている一方で、閑散期とも言われる4月からの数か月は、年度末に比べて工事量が大きく減少し、売上、収益の確保など、こちらも企業経営にマイナス要因となり、一時期に工事が集中しないように発注、施工の平準化を求めています。公共工事の年度末集中は、同じ年度内での予算執行と完結を原則としていることだと思っておりますが、契約の仕方や債務負担行為の活用等によって、工事の平準化とともに予算の執行も早くなるのではないかとと思っておりますが、状況をお伺いします。

もう1点は、建設業界の安定した経営と品質確保のための、改正品確法が平成26年に改正されました。これについては、発注者責務が規定されております。改正により追加された事項では、発注者の責務として、担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定であります。いわゆる、歩切りの禁止、ダンピング受注の防止、また、多様な入札契約方式の導入などありますが、本町の運営状況をお伺いします。

続いて、子育て支援についてお伺いします。虐待を受けている疑いがあるとして、1月から6月に徳島県警が児童相談所に通告した18歳未満の子供は134人と、

前年同期に比べ26人増加しております。半期ごとの記録が残る2013年以降でも、最も多いと9月には県警のまとめで報告しております。警察庁は、すぐには虐待と判断できない児童についても、児童相談所や市町村と情報共有を徹底するよう、全国の警察に通達しておりますが、昨年1年間で3,763件、徳島県は200件であります。この情報提供は、今年、上半期だけで7,397件に伸びました。全国の警察が、1月から6月に虐待の疑いで児童相談所に通告した子供は、2万4,511人で、半期ごとの統計がある2011年以降、初めて2万人を超え、過去最高となっております。虐待によって犠牲になる子供の数は、毎年、約100人と言われており、3.6日に1人の割合です。安倍政権が掲げる女性の活躍や一億総活躍社会など、女性の積極的な社会進出により、働きながら子育てをするのが当たり前前の社会となっております。特に、最近は少子化や核家族化、あるいはコミュニティの崩壊に経済不況等の世相が加わっての生きづらさの現れと語られており、虐待はどの家庭にも起こりうるものとして捉えられるようになりました。子育ての悩みなどについて、気軽に相談できる人が身近にいないなど、複雑多様な社会の中で、様々な要因が重なり、精神的に追い込まれるケースが虐待の原因になるとも言われている。藍住町では、この児童虐待を未然に防ぐ対策として、どのような取組をしておりますか、お伺いします。

次に、厚生労働省は、子育てに問題がある家庭への支援拠点を設置する市町村に対し、施設の整備費や人件費の一部を補助する方針を固めました。自治体に支援拠点の整備を促すことで、児童虐待の未然防止につながる考えであります。2017年度の予算の概算要求に必要経費として盛り込むことになっております。支援拠点では、児童相談所で一時的に保護するほどの緊急性はないものの、家庭訪問などで食事や衛生面などに問題があると判断された家庭を対象に支援することになっております。児童福祉や心理学の専門職員などを配置し、継続的に子供の養育状況の聞き取り調査やカウンセリングを行い、さらに、支援拠点を設けるために既存の施設を改修したり、専用の施設を新設したりする市町村への整備費や人件費の補助を想定しているとのことです。改正児童福祉法が今年5月に成立し、来年4月からの施行となりますが、改正法は保護と支援の機能を分け、子育て支援などで対応できると判断された事案は、主に市町村の業務としております。また、支援拠点の整備を努力義務として定め、財政規模の小さな自治体にも整備を促すため、複数の市町村が共同で拠点を整備、運営するケースも補助対象とする方向で調整しているとの

報道であります。この支援拠点の整備については、これからのことではありますが、どのように考えておりますかお伺いします。以上、答弁によって再問いたします。

○議長（森志郎君） 近藤建設課長。

〔建設課長 近藤孝公君登壇〕

◎建設課長（近藤孝公君） 西川議員さんの御質問のうち、社会資本整備事業に関する課題について御答弁をさせていただきます。

平成26年6月に改正されました、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる改正品確法では、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成確保されることを目的に、受注者が適正利潤を確保できるよう、発注者の責務が明確にされました。具体的には、予定価格の適正な設定、適切な設計変更、ダンピング受注の防止などが位置づけられました。

本町の状況としては、適切な設計変更については、工事の契約締結後、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行っております。

また、ダンピング受注の防止につきましては、全ての建設工事の入札に最低制限価格制度を適用しており、これらの取組により、国の調査によれば、企業の利益率や労働賃金の水準は改善傾向がみられる状況であり、今後とも、業界の実態を把握し、品確法改正に伴い追加された目的の一つである中長期的な担い手確保、育成を図られるよう取り組んでまいりたいと思います。

また、工事発注の平準化、早期予算執行については、品確法第22条に基づき、国の関係省庁連絡会議において定められた「発注関係事務の運用に関する指針」の中で、実施に努める事項とされているように、年度当初からの予算執行の徹底などの予算執行上の工夫や、余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化を図るよう、より一層、努力してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 三木理事。

〔理事（福祉課長事務取扱） 三木慶則君登壇〕

◎理事（福祉課長事務取扱）（三木慶則君） 西川議員の子育て支援の質問に答弁いたします。

児童虐待に関する未然防止対策の現状については、児童虐待が疑われるケースの相談や通報については、直接、児童相談所や警察署に行われる場合もありますが、

町に対して相談や通報があった場合は、緊急度や困難度を判断するための情報収集を行い、継続的な関与が必要と思われるケースの対応は、児童相談所に相談又は通報をしているところです。

町のほうで、児童や保護者の継続的な見守りが必要なケースは、要保護児童対策地域協議会の関係者によるケース会議を開催し、情報の共有化や連携を図り、必要な支援を行っているところです。また、子供と直接関わりを有している機関などを通じて、支援を必要とする家庭を早期に発見して、関係者によるケース会議を行い、適切な支援活動を行うように努めています。

次に、家庭での養育が困難な児童に対して支援拠点等の整備についてですが、児童虐待の発生予防から自立支援まで、児童福祉法の一部改正により、一連の対策の更なる強化等、平成29年4月1日からその対応が求められているところです。

1点目としては、国・地方公共団体の役割・責務の明確化により、市町村の役割としては、基礎的な自治体として、児童の身近な場所における継続的な支援業務を適切に行う。

2点目としては、児童虐待の発生予防として、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対し、児童虐待のリスクを早期に発見し、減らしていく。この点に関しては、母子保健事業の実施に当たって、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法で明確化することになっております。

3点目としては、児童虐待発生時の迅速・的確な対応として、児童の安全を確保するための初期対応が迅速・的確に行われるよう市町村の体制強化を行う。体制強化に向けて市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとし、市町村が設置する要保護児童地域対策協議会の調整機関に、保健師などの専門職を配置することが義務付けられております。

4点目としましては、児童相談所から市町村へ事案の送致が新設され、一時保護、施設入所等措置など、専門的な知識・技術を要する支援、広域的な対応は、従来どおり児童相談所が行うこととし、児童相談や子育て支援により対応すべき事案については、新たに市町村が対応することになりました。

以上、主な改正点を申し上げましたが、現在、これらに対応すべく来年度からの組織体制について、準備を進めているところです。以上、答弁いたします。

○議長（森志郎君） 西川良夫君。

〔10番 西川良夫君登壇〕

●10番議員（西川良夫君） 答弁を頂きましたので、再問をしたいと思います。

建設課の答弁では、この品確法の法律に従って運用していくという、そういう話でありました。それでこの品確法については、改正になった以降、様々な基準値が変わっております。

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む社会資本の維持管理を担う企業が不足すれば、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じるということになります。

本町の建設業も、ここ数年の間に半数が廃業したと言われており、業界の衰退は地域社会の損失でもあります。ダンピング受注防止のための最低制限価格も、年々、基準値が変化しており、予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の点からも、技術者や技能者を中長期的に確保できる、適正な利潤を業者が得られるような価格の設定にすべきだと思います。積算に用いる価格が、実際の取引価格と乖離しないように、可能な限り、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映することではないでしょうか。

実際に1年ぐらいの間に、一般管理費も費目別に見てみると、労務単価何かも上がっておりますが、そういった、時に応じた実勢価格を適正に反映すること、また、入札不調などを繰り返さないためにも、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜、見直すということだと思います。さらに最新の施工実態や地域特性等を踏まえて、安ければよいということだけでなく、適正な積算によって、技術や品質を含めた評価の下で健全な競争が行われるよう、入札契約方式の改革も必要ではないかと思えます。

例えば、工事の性格や地域の実情等に応じて、公共施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務、工事を一つの契約により発注する包括的な発注方式や、継続的に実施する業務、工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する複数年度方式などがあります。そのほか、いろいろありますが、それと、入札時に工事の内訳書の提示は求めていますか。それと、品質確保のために工事中の施工状況の確認、工事完了後はどのような手順で確認作業が行われているのかお尋ねします。

児童虐待については、いろいろな形で総合的に支援をしているわけですが、発生を予防するための支援として、子供の虐待は、子供の生命に関わる問題である

と同時に、本来、最も安心できるはずだった保護者から裏切られたと感じながら、その場所で育っていかなければならないという、子供にとっては、大変な人権を侵害される問題でもあります。連日のように報道される、実際に犠牲になった子供は、全く無抵抗の乳児を含めた低年齢児が多く、単に家族内の問題として片付けるわけには、いかないのではないのでしょうか。この問題は、子供の心に大きな傷を残し、情緒面、行動面の問題、社会性や対人関係上の困難性を抱えるばかりでなく、そのことは自分の子育てにも影響し、世代を越えて、その影響が引き継がれる可能性もあるのではないかと思います。

平成15年度に児童福祉法改正により、市町村は、子育て支援事業が積極的に提供されるよう体制の整備が進められ、子育て支援事業に関する情報提供・相談・助言・紹介を行うこととされ、全ての子育て家庭への支援が行われることとなりました。しかし、依然として、虐待が増え続ける要因として、保護者の身体的、精神的状況、養育環境等社会的背景等の様々な要素が複合的に絡み合って起こるものであり、単独の機関だけで対応できなくなったという状況があります。情報を共有して各機関が果たすべき役割を認識して、より早期に適切な支援を行い、虐待の防止に努めることが必要ではないのでしょうか。そのためにも、より多くの幅広い関係機関が参画する要保護児童対策地域協議会等のネットワークを構築し、相互に連携しながら多面的に事例に対応することが極めて重要であります。

これまで、発生予防の観点から、子供の虐待対策は、学校や地域も含めて、主に母子保健活動を行ってきた保健センター等と思いますが、養育環境のリスク要因でもある、経済不安や転居の繰り返し等の社会的要因も、子供虐待を発生させる要因の一つとして考えられていることから、生活保護、児童扶養手当、保育所入所、乳幼児医療等の申請窓口や転入届受付窓口でも、子育て家庭と接点を持つことができる機関の一つとして、リスク要因を把握し、早期に適切な支援につなげ、虐待の防止に努めていくことが重要であります。このことについて、児童虐待を防止する支援についての対応をお伺いしたいと思います。

○議長（森志郎君） 近藤建設課長。

〔建設課長 近藤孝公君登壇〕

◎建設課長（近藤孝公君） 西川議員さんの再問について、御答弁を申し上げます。

まず、成績評定についてであります。今、県等においては、現在本町で実施している評価項目、施工状況・出来型及び出来栄えに加えて、施工体制・工事特性・

創意工夫・社会性等の4項目を点数化し、評価することとされております。

本町の評価項目、基準につきましては、長い期間見直しが行われていない状況にありますので、今後、成績評定の項目の見直し及び評定結果の利活用について、検討をしてみたいと考えております。また、実勢価格の摘要につきましては、現在、建設課で発注しております工事については、物価に関しては、4月と10月の単価の変更を行っております。また、労務単価につきましては、その都度、単価の変更を実施しておる状況でございます。

次に、多様な入札制度についてでございますけれども、これにつきましては、御提案にもありました、包括的な発注でありますとか、複数年度の発注でありますとか、まだまだ、勉強不足の点がございますので、検討させていただけたらと考えております。また、工事の内訳書につきましては、入札書提出の際に、提出していただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森志郎君） 三木理事。

〔理事（福祉課長事務取扱） 三木慶則君登壇〕

◎理事（福祉課長事務取扱）（三木慶則君） 西川議員の子育て支援についての、再問に答弁いたします。

児童虐待に関する未然防止対策ですが、昨今、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化や不安、負担感が増大していることが課題となっております。保健センターが行っております乳児家庭全戸訪問事業では、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、保健指導を実施しています。その中で、更に養育支援が必要な家庭に対しましては、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の支援を確保しているところです。こうした活動は、虐待予防や早期発見に視点をおいた活動としても効果があると考えております。

拠点整備におきましては、児童家庭に関する実情の把握、情報の提供、相談対応、調査・指導、関係機関との連絡調整を一体的に行うことが想定されております。物理的に新たな部門を設置するだけでなく、既存の機関、施設を活用しつつ、拠点としての機能を明確化することを念頭におきたいと思っております。また、ネットワークの機能を有する要保護児童地域対策協議会の調整機関が実効ある役割を果たすために、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要となることから、保健師などの専門職を配置することが義務付けられております。

これらの点を踏まえ、組織体制を検討し、準備を進めていきたいと考えております。以上、答弁とします。

○議長（森志郎君） 以上で、通告のありました5名の一般質問は終わりましたので、これをもちまして一般質問を終了いたします。お諮りいたします。議案調査のため12月14日から12月18日までの5日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。したがって、12月14日から12月18日までの5日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、12月19日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これをもって散会といたします。

午後3時32分散会

平成28年第4回藍住町議会定例会会議録（第3日）

平成28年12月19日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	喜田 修	9 番議員	西岡 恵子
2 番議員	古川 義夫	10 番議員	西川 良夫
3 番議員	小川 幸英	11 番議員	平石 賢治
4 番議員	林 茂	12 番議員	永濱 茂樹
5 番議員	安藝 広志	13 番議員	奥村 晴明
6 番議員	鳥海 典昭	14 番議員	佐野 慶一
7 番議員	矢部 幸一	15 番議員	森 彪
8 番議員	徳元 敏行	16 番議員	森 志郎

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 浩三 主査 林 隆子

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	石川 智能
副町長	北口 高義
副町長	友竹 哲雄
監査委員	藤原 孝信
教育長	和田 哲雄
理事（総務課長事務取扱）	矢野 博俊
理事（福祉課長事務取扱）	三木 慶則
教育次長	下竹 啓三
会計管理者	中野 孝敬
企画政策課長	柿内 直子
税務課長	藤本 伸
健康推進課長	森 伸二
社会教育課長	奥田 浩志
住民課長	高田 俊男

生活環境課長	石川 洋至
建設課長	近藤 孝公
経済産業課長	森 美津子
下水道課長	賀治 達也
水道課長	森 隆幸
西クリーンステーション所長	高木 律生

5 議事日程

議事日程（第3号）

第1	議第60号	平成28年度藍住町一般会計補正予算について
第2	議第61号	平成28年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）補正予算について
第3	議第62号	平成28年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について
第4	議第63号	藍住町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
第5	議第64号	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第6	議第65号	監査委員選任の同意について
第7	発議第15号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
第8	発議第16号	参議院選挙における合区の解消に関する意見書
第9	請願第2号	業者婦人の働きを認めない差別的税制、所得税法第56条の廃止を求める請願

平成28年藍住町議会第4回定例会会議録

12月19日

午前10時3分開議

○議長（森志郎君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（森志郎君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果及び平成28年度定例監査の結果報告について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告いたしておきます。

○議長（森志郎君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（森志郎君） 日程第1、議第60号「平成28年度藍住町一般会計補正予算について」から、日程第5、議第64号「特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の5議案を一括議題とします。

これより、上程全議案に対する総体質問を許可いたします。

質問のある方は、御発議をお願いいたします。

質問ありませんか。

〔質問なし〕

○議長（森志郎君） これをもって、総体質問を終わります。

○議長（森志郎君） これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（森志郎君） 討論なしと認めます。

○議長（森志郎君） これから、議第60号「平成28年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第64号「特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の5件を一括して採決します。

お諮りします。議第60号「平成28年度藍住町一般会計補正予算について」か

ら、議第64号「特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議第60号「平成28年度藍住町一般会計補正予算について」から、議第64号「特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（森志郎君） ここで、藤原監査委員さんから監査委員勇退の挨拶の申出がございますので、御挨拶をお願いいたしますと思います。

藤原監査委員。

〔監査委員 藤原孝信君登壇〕

◎監査委員（藤原孝信君） 議長のお許しを頂きましたので、一言お礼を申し上げます。

私、この12月24日をもちまして、3期目の監査委員の任期満了を迎えることとなりました。12年間大変お世話になり、ありがとうございました。

これまでの3期12年間の間、監査委員制度の趣旨にのっとり、微力ながら不特定多数の町民の方々を代表して、不特定多数の町民の方々のために、藍住町町財政の監査を実施してきたものと自負いたしております。これもひとえに、議員先生方並びに理事者の方々の御指導と御協力が頂けた上でのことでございます。改めて厚くお礼を申し上げます。

藍住町の一般財政予算規模は、132億円を超える時代を迎えました。今後ますます、藍住町議会並びに藍住町の御発展と皆様方の御健勝を御祈念申し上げまして、簡単ではございますけれども、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

（拍手）

○議長（森志郎君） ありがとうございました。藤原先生には、平成16年から12年間の永きにわたり、本町の監査委員として、種々御指導をいただき誠にありがとうございました。

私事ですが、藤原先生には4年間、監査事務について、いろいろとお教えをいただき、お世話になりましたことを、特にありがたくお礼申し上げたいと思います。

藤原先生の豊富な知識に度々お助けいただきました。先生におかれましては、どうか健康に留意され、今後とも藍住町のために、御指導いただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが感謝の御挨拶といたします。

続きまして、石川町長からも感謝のお言葉をお願いしたいと思います。

石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） 議長から発言の機会を頂きましたので、私からも藤原先生にお礼の言葉を申し上げたいと存じます。

藤原先生には、御承知のとおり、長年、国の税務行政に携われ、行政マンとして培われた豊かな経験を基に、退職後は税理士として御活躍される中、高い識見と、鋭い洞察力により、会計事務や収納事務をはじめ行政事務全般にわたり、私どもに対して適切な指導をいただいております。

平成16年12月に本町監査委員に御就任以来、本町行政のお目付役として御指導をいただく一方、外にあっては、広く人望を認められ、徳島県町村監査委員協議会監事や板野郡監査委員協議会会長として、更には、徳島県後期高齢者医療広域連合監査委員などその重責を担われました。

その間、監査事務に対する功労が顕著であるとして、全国町村監査委員協議会町村監査功労者表彰などを受賞されておりますが、この度、任期満了を機に後進に道を譲りたいとの意向で、勇退を決意されました。

行財政改革もまだ途中であり、まだまだ本町の行財政運営に御意見、御指導を賜りたいと考えておりましたところであり、藤原先生の勇退は大きな痛手ではありますが、熟慮の結果、先生のお気持ちを尊重することといたしました。

また、これまでの数々の御指導を糧に、今後も行財政運営に邁進しなければならないとの決意を新たにしているところでございます。

藤原先生の御勇退に当たり、本町職員を代表して、先生のますますの御健康をお祈りするとともに、今後も御指導を賜りますようお願い申し上げます。お礼といたします。

なお、ささやかですが、議会並びに本町職員からお礼の気持ちを込めまして花束を贈呈させていただきたいと思っております。

どうかお受け取りください。藤原先生、本当に長い間ありがとうございました。

〔事務局職員、花束の贈呈を行う〕

(拍手)

○議長（森志郎君） 拍手をもってお送りしたいと思います。

〔藤原監査委員退場〕

○議長（森志郎君） 日程第6、議第65号「監査委員選任の同意について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） ただいま、議長から第65号議案「監査委員選任の同意について」提案理由の説明を求められましたので、申し上げます。

ただいま、御挨拶がありましたように、監査委員の藤原孝信氏が、12月24日の任期満了をもって退任されることとなりました。つきましては、次の者を藍住町監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏名等を申し上げます。住所・徳島市中洲町3丁目40番地、氏名・林健太郎、生年月日・昭和53年6月3日、選任年月日は、平成28年12月25日でございます。

林氏は、公認会計士、税理士であります。大学卒業後、監査法人トーマツや税理士法人での御勤務後、平成23年に鳴門市で公認会計士事務所や税理士事務所を開業され、現在は、公認会計士事務所のほか、税理士事務所の法人化により設立した税理士法人ベルダの代表社員や、コンサルティング部門を法人化し設立した株式会社ベルダコンサルティングの取締役就任されております。

また、徳島県農林水産団体特別検査員や当時の公益社団法人徳島県林業公社の会計監査人などを歴任、現在は徳島ヴォルティス監査人や日本公認会計士協会四国会非営利・公会計委員会の委員をされるなど御活躍されている方です。

本町は、県内でも数少ない、人口が増加し、平均年齢も若い町であり、子育て支援に取り組んでいるところです。

また、行財政改革も道半ばである上、複雑多岐にわたる行政事務の適正な運営、効率的な事務運営を図るとともに、住民サービスの向上にも取り組んでまいらなければなりません。マイナンバー制度も導入されましたが、個人情報の取り扱いもま

すます適正な管理が求められているところがございます。そして、公会計の整備・導入を進めているところでもあります。こうした中、監査委員の重要性はますます重要となっています。

林氏は、公認会計士・税理士として御活躍、また、会計事務所や税理士事務所の運営に携われ、会計運営のノウハウや税制にも精通し、若い方ならではの発想と豊かな識見を兼ね備えられた方であり、本町監査委員として適任であると考えております。どうかよろしく御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森志郎君） 議第65号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議第65号「監査委員選任の同意について」は、住所・徳島市中洲町3丁目40番地、氏名・林健太郎氏、生年月日・昭和53年6月3日、選任年月日は、平成28年12月25日であります。

〔林監査委員入場〕

○議長（森志郎君） ここで、ただいま選任されました林健太郎氏がおいでになりますので、御挨拶をお願いいたします。

〔監査委員 林健太郎君登壇〕

◎監査委員（林健太郎君） ただいま監査委員に選任同意を頂きました、林健太郎でございます。選任の御同意ありがとうございます。

監査委員になりました上は、監査委員制度の趣旨にのっとりまして、微力ながら職務を全うしていきたいと考えております。しかしながら、目下の財政事情や地方を取り巻く環境も厳しい状況にあり、地方公共団体の真価も問われる中、責任の重大さを痛感しているところがございます。議員の皆様、理事者の皆様の御指導、御鞭撻を切にお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

（拍手）

〔林監査委員退場〕

○議長（森志郎君） 日程第7、発議第15号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚浩三君）（議案朗読）

○議長（森志郎君） 本案について、趣旨説明を求めます。

永瀆茂樹君。

〔12番 永瀆茂樹君登壇〕

●12番議員（永瀆茂樹君） 議長から趣旨説明を求められましたので、発議第15号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を読み上げて、趣旨説明とさせていただきます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書、地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上、議員各位の賛同を得まして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森志郎君） これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（森志郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（森志郎君） これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（森志郎君） 討論なしと認めます。

○議長（森志郎君） これから、発議第15号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第15号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書については、速やかに関係機関へ送付をいたします。

○議長（森志郎君） 日程第8、発議第16号「参議院選挙における合区の解消に関する意見書」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚浩三君）（議案朗読）

○議長（森志郎君） 本案について、趣旨説明を求めます。

永瀆茂樹君。

●12番議員（永瀆茂樹君） 議長から趣旨説明を求められましたので、発議第16号「参議院選挙における合区の解消に関する意見書」を読み上げて、趣旨説明とさせていただきます。

参議院選挙における合区の解消に関する意見書、日本国憲法が公布されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

現在、我が国の多くの地域が直面している過疎・高齢化、人口減少社会を克服し、

それぞれの地域において創意工夫に満ちた地方創生への取組を進めていく上においても、様々な状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが極めて重要である。

そうした中、去る7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙において、いわゆる一票の格差の名の下に人口の少ない選挙区を統合する、憲政史上初の合区による選挙が実施された。

我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲にわたる選挙区における選挙活動の困難さや、有権者が直接候補者の政見に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に関わる幾多の問題点が明らかになるとともに、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下が生じ、地方の民意を国政に反映させる上で深刻な課題を残したと言わざるを得ない。

都道府県制度は、これまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根ざし、かつ国民に広く定着した地方自治の根幹である。都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを参議院において堅持することが、我が国の民主主義において最も守られるべき原則の一つである。

については、広範な国民世論を背景として、合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官。

以上、議員各位の賛同を得まして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森志郎君） これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（森志郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（森志郎君） これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（森志郎君） 討論なしと認めます。

○議長（森志郎君） これから、発議第16号「参議院選挙における合区の解消に関する意見書」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第16号「参議院選挙における合区の解消に関する意見書」は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書については、速やかに関係機関へ送付をいたします。

○議長（森志郎君） 日程第9 請願第2号「業者婦人の働きを認めない差別的税制、所得税法第56条の廃止を求める請願」を議題とします。

なお、本日までに受理をしております請願は、開会日にお配りした請願文書表のとおり、本請願1件のみとなっております。

事務局長に、請願文書表を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚浩三君）（議案朗読）

○議長（森志郎君） 請願第2号の紹介議員であります林茂君から、請願の説明を求めます。

林茂君。

〔4番 林茂君登壇〕

●4番議員（林茂君） 議長の許可を頂きましたので、提案の趣旨説明をさせていただきます。

業者婦人の働きを認めない差別的税制、所得税法第56条の廃止を求める請願、2016年11月24日。紹介議員、林茂、小川幸英。請願者は徳島市佐古四番町7-2、徳島民主商工会会長、森本克博。藍住町議会議長殿。

請願の趣旨です。所得税法第56条は、「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費にしない」と定めています。どんなに働いても家族従事者には、自家労賃（私の働き分）が社会的に認められず、ただ働きを強いられて

います。家族従業者の多くは業者婦人が支えています。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円です。家族従業者はこの僅かな控除が所得としてみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。所得証明が取れないなど一人の人間として働き分が給料として認められないことによって大きな不利益があり、後継者不足に拍車をかけています。

2月に開催された第63会期国連女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討すること」と勧告しました。

その後の国会質疑では、昨年末に閣議決定した第4次男女共同参画基本計画に盛り込まれた「税制の検討」に所得税法第56条が含まれると表明されました。また政府は「検討していかなければならない」と答弁しています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」としており、日本だけが世界の進歩から取り残されています。

憲法は一人一人の人格、人権を認めています。家族従業者の労働を、個人の働き分として正当に評価すべきです。所得税法第56条は、憲法、女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法に違反する時代遅れの法律です。

また、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。この間、全国445議会（2016年4月15日現在）が意見書を採択し、自由法曹団や各税理士会でも意見書を提出しており、国会でも検討する課題となっています。家族従業者が一人の人間として人格、人権が尊重され、「法の下での平等」であるために、所得税法第56条の廃止を求めます。

以上の趣旨から下記のことをお願いします。

請願項目、「所得税法第56条」は廃止するよう国や政府関係機関に意見書を上げること。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

なお、カラーでこの請願の趣旨に沿った説明文をリーフレットとしてお手元に配布をしておりますので（リーフレットを示す）ごらんください。以上、皆さんの御賛同よろしく申し上げます。

○議長（森志郎君） お諮りします。請願第2号「業者婦人の働きを認めない差別的税制、所得税法第56条の廃止を求める請願」については、藍住町議会会議規則第9

2条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号「業者婦人の働きを認めない差別的税制、所得税法第56条の廃止を求める請願」については、委員会の付託を省略することに決定しました。

○議長（森志郎君） これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（森志郎君） 討論なしと認めます。

○議長（森志郎君） これから、請願第2号「業者婦人の働きを認めない差別的税制、所得税法第56条の廃止を求める請願」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号「業者婦人の働きを認めない差別的税制、所得税法第56条の廃止を求める請願」を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森志郎君） 起立少数です。

したがって、請願第2号「業者婦人の働きを認めない差別的税制、所得税法第56条の廃止を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

○議長（森志郎君） 最後に、議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査の申出について議題といたします。

継続調査申出について、議会運営委員会、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会、厚生常任委員会、(仮称)藍住町文化ホール・公共施設複合化事業特別委員会、防災対策特別委員会、議会だより編集委員会から、それぞれ、お手元に配布のとおり申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会及び各委員会からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することについて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森志郎君） 異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（森志郎君） ここで、議会閉会前の御挨拶を石川町長からお願いいたします。

石川町長。

〔町長 石川智能君登壇〕

◎町長（石川智能君） 12月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

去る6日の開会から本日までの14日間にわたり、提案申しあげました議案につきまして、十分御審議をいただき、全議案を御承認いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

また、この間、一般質問等におきまして、議員各位から、子育て支援をはじめとする福祉や教育問題、農産業や防災、住環境問題など幅広い問題に関しまして、貴重な御意見、御提言を賜りましたことに、重ねてお礼を申し上げます。

なおここで、今議会会期中の14日に、長年、民生委員としてお努めいただき、今年2月に御逝去された奥野の田村初子様のお遺族から、故人の遺志を尊重し、社会福祉の充実に使っていただきたいと、多額の御寄付を頂きましたので御報告いたしておきます。

また、本日から、1階町民ホールにおいて、「インディゴコレクション2016」フォトギャラリーを開催しております。お帰りの際に、ごらんいただきますよう、併せて御案内いたします。

平成28年も余すところ僅かとなってまいりました。本席御同席の皆様方、また、全ての町民にとりまして、新しい年が幸せ多い年でありますことをお祈りし、閉会に当たっての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（森志郎君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、年末の何かとお忙しいところ、御出席をいただき、御協力、誠にありがとうございました。

本年も残すところ、あと12日となりましたが、2017年が皆様方にとりまし

て良い年でありますよう、祈念いたしまして、平成28年第4回定例会を閉会いたします。

午前10時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長 森 志郎

会議録署名議員 平石 賢治

会議録署名議員 永濱 茂樹